

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

防

衛庁の役人が、情報公開法を使って行政情報の開示を求めた市民の、社会活動や所属、思想などの調査をしていた事件が発覚した。しかも、調査ファイルは庁内(のネットワーク)で回し読みされていたという。

こうした中央の役人のプライバシー感覚には本当に驚いてしまう。

だが、これが役人のプライバシー感覚の実態である。こうした現実を目の当たりにしては、国民背番号

制(コード)と国民登録証制(カード)を使った住基ネット

で国民全員の人格権(プライバシー)を

役所が管理しても大丈夫といわれても、

誰も信じられない。

民間個人情報保護法案、人権擁護法案

等々、「役所(行政)が主役」の人格権保護システムづくりも止めにしたい。

自立した国民を育てるためにも、司法を活用し、自分で自分の人権を護れるシステムづくりが求められている。

行政個人情報保護法案が国会で審議されている。だが、法案を読むと、相当な理由

があれば、目的外利用は広くOKとなる。ある役所が他の役所や自治体の間で情報の

外部提供・たらい回しをしても広くOKだ

(法八条)。また、民間個人情報保護法案には罰則がある。これに対し、行政個人情報保護法案には罰則もない。

総務省は、「住基ネットでは、入手した個人情報、たらい回しされるようなことはない」という。しかし、行政個人情報保護法案を読む限りでは、そんな保障はまったくない。また、この法案では、先にふれた

防衛庁のケースも、合法化される可能性すらでてくる。ザル法というより、「行政

どう監視する

どう監視する

役所の中での個人情報の濫用

国民全員の人格権を

公的に管理する住基ネットはやはり危険だ

個人情報の目的外利用・たらい回し合法化法案」といった方がヒタリくる。

いったん個人情報行政のなかに取り込まれると、それは本人の同意なしにいか様

にも使われてしまう。本来は、こうした個人情報

の使い方法律で規制するのが狙いの法案である。したがって、この種の法律

には、個人情報のたらい回し防止(データマッチング規制)を織り込むのが、いまや世界の常識である。

行政側から見れば、住基コード(共通番号・国民背番号)をつくる最大の狙いは、データマッチング(情報照合)の効率化にある。一方、国民の側から見れば、役所が誤ったデータで照合をし、不法行為者にされたりしてはかなわない。データ照合プロセスの透明化・適正化のために法規制が最大の関心事である。また、防衛庁の事件のように、役所のなかで堂々といわれる個人情報の濫用をどう国民が監視できるか、この法案ではまったく見えてこない。

このように、データ照合規制や行政による個人情報の濫用を国民が監視できる仕組みの入っていない法案など、まさに、「密室行政」を正当化する悪法である。

行政個人情報保護法案は廃案とし、つくり直しが要だ。また、こうしたまやかしの役所法案より準備できない行政に、住基ネットは余りにも危険である。「役所が主役」の「データ監視社会」づくりのための住基ネットは絶対にいらない。

二〇〇二年七月二〇日

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・再度問う、住基ネットを認めるのか
- ・絶対ダメ、住基ネットと個人情報保護法案
- ・米SSNの濫用規制と米議会の動き・最終回
- ・PIJ二〇〇一年度活動報告

再度問う、住基ネットを認めるのか

——小泉政権が目指す国民総背番号制(コード)と
国民登録証制(カード)を使ったプライバシー公有化策

PIJ代表 石村耕治(白鷗大学教授)

わが国は、コードとカードで、役所(行政)がすべての国民を一元的に監視する国家への道を進んでいる。

住民票をベースにすべての国民に十一ケタの住民票コード(背番号コード)をつけ、全国共通の「住民基本台帳カード(国民登録証カード・ICカード)」を持たせ、全国ネットのコンピュータにつないで、国民の幅広いプライバシーを役所(行政)が監視する。こんなシステム(住民基本台帳ネットワークシステム・住基ネット)が、来る八月五日から動きはじめることになっているからである。

プライバシーを公有化する

住基ネットの仕組み

住基ネット構想では、国民一人ひとりの背番号となる十一ケタの住民票コードは、市区町村が付けることになる。住民票コードと、氏名、住所、性別、生年月日の四基本情報、およびこれらの変更情報は、赤ん坊からお年寄りまで国民全員の分について、各自自治体の垣根を越えて、全国ネットのコンピュータシステムで集約・管理される。このための全国センター(指定情報処理機関)が設けられた(次ページ図一)。

メイソフレイム(コンピュータ)の所在地、バックアップ情報の所在地は一般には明らかにされず、国家機密扱いのようである。

一方、十一ケタ背番号コードや四基本情報などを記録した全国共通のIDカードは、住民登録をした市区町村が発行する。集積回路(IC)様式のカードで、最高八千文字(お

およそ新聞一面分)を書き込める(次ページ図二)。

カード内容については、書換えもできる。カードにどのような個人情報を書き込むかは、それぞれの自治体独自の判断でできる。救命や病歴管理、防犯などを理由に、本人や家族の血液型、病歴や常備薬、さらには職歴や所得額などの書き込みも、条例で定めれば可能である。将来的には、指紋、DNAタイプなども、イメージ(画像)処理し、書き込むことになるかも知れない。

カードを持たされる住民は、専用の読取機がないと、カードに入れた自分の情報を見たり、読んだりすることはできない。まさに、個人の財産であるはずのプライバシー(個人情報)が役所の手の中で操られる仕組みである。自分の個人情報

を自分でコントロールする国民の権利が危うくなるのは必至である。

住基ネット構想を練った総務省(旧自治省)は、住民票コード入りのカードがあれば、住民票の交付や転出・転入の手続きを簡素化できるという。ひいては、カードを提示した人に、通勤・通学先で住民票が取れるなど、行政サービスを全国一元的に提供できると利便性を強調する。また、恩給の給付手続きなど、法律で決められた特定の国の事務(十省庁・九十三事務)について、本人確認が簡単になるという。

将来的には、カードは、有事ときや選挙の際の本人確認にも使う考えのようである。また、コードは、納税者番号など民間利用にもつながら拡大利用も視野に入れていく。

総務省や政府与党によると、こうしたコードとカードを核とした住基ネットシステムの導入は、行政の高度情報化・簡素効率化のためにはなくてはならないものであるという。本当なのであるうか。

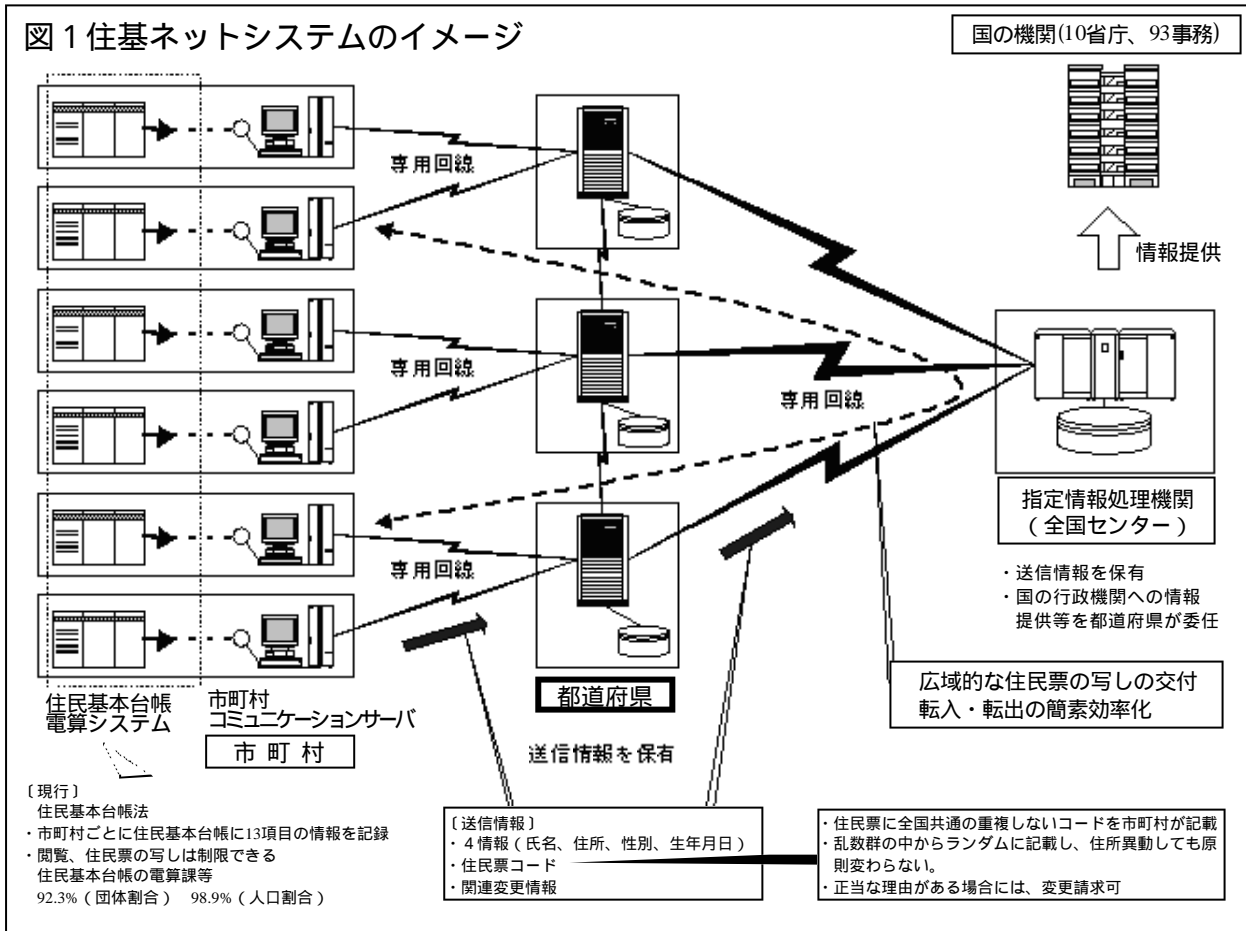
住民票コード

という名の国民背番号

現代の高度情報化社会は、確かに「番号化社会」である。さまざまな番号が使われ、ある意味では、番号

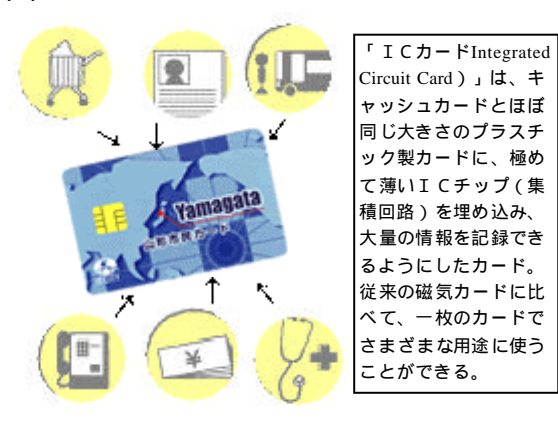
再度問う、住基ネットを認めるのか

図1 住基ネットシステムのイメージ



再度問う、住基ネットを認めるのか

図2 ICカードのイメージ



は必要不可欠ともいえる。

まわりを見渡せば、運転免許証番号、パスポート番号などと、それぞれの行政目的に固有の番号が使われている。このように特定の行政目的に限って使われる番号が、「限定番号」である。

これに対して、汎用、つまり、さまざまな目的に使われる共通番号が「国民背番号(national ID number)」である。

私たちは、運転免許証を身元確認に使ったりする。しかし、相手は免許証番号を余り重視しない。理由は、この番号は運転免許目的にだけ使われている「限定番号」だからである。「限定番号」であることが

ら、この番号を知ったとしても、この番号を手掛かりにその人の他の個人情報を手に入れることができないからである。

これに対して、多目的利用を前提とした「国民背番号」では、この番号を手でできる可能性はきわめて高い。「国民背番号」は、いわば「マスターキー」のようなものである。いったん、この種の汎用の番号を核とした「国民総背番号制度」を導入すると、番号の悪用や濫用があった場合には、プライバシーを保護するのは容易ではない。他人のプライバシーをのぞきたいとする情報ストーリーは、何としてでも、このマスターキーを手に入れようとするに違いない。

「住民票コード」は、多目的利用を前提としている。政府は、実施がスムーズに行けば、コードの利用範囲をどんどん拡大する意向だと聞く。まさに、「住民票コード」は「国民背番号」そのものである。

住民票コードは、本人の申し出により変更できることになっている。この点を強調し、総務省や政府与党は、「生涯不変の国民背番号ではない」としている。しかし、本来、「国民背番号」であるかどうかは、

多目的利用が限定利用かで判断すべきである。また、「コードは変更できる」とはいつても、以前のコードは消してしまうわけではなく、変更履歴はストックしていくわけである。つまり、変更したとしても、コードは以前のコードと連結して一生涯保存、利用されることになる。

「おぎゃー」の
ときに刻印される

住民票コードは、いわゆる「出生番号方式」によっている。全国民に、「おぎゃー」と生まれたときをベースに漏れなく背番号コードをふり、多目的利用させようというものである。すでにこの世にいる私たちには、来る八月五日に最寄りの市区町村から通知を受ける手はずになっている。

住民票コードを使った住基ネット構想は、人間の尊厳や自由を侵害する憲法の疑いの濃い「国民総背番号制度」である。多くの自治体関係者も、このシステムに対しては同じような思いを抱いている。しかし、国の法律がおかしい、自治権を侵害するといった、それを守らないという行動をとるのは難しい。わが国のひ弱な地方自治制度の現実が見てとれる。

住基ネットには、少なく見積もっ

ても、導入コストだけで四百億円、他に毎年の運営コストに二百億円かかるという。さらに、各自治体負担するコストが加わる。試算は示されていないが、かなりの額に上るはずである。

総務省・政府与党は、「全国どこでも住民票が取れるようになる」とコードとカードのメリットをしきりと強調する。しかしこの程度のメリットでは、巨額のコストを費やす説得力に欠ける。住民票の写しを取りやすくしたからといって、いったい個人が一年に何回交付を受けるのか、単純に計算してもペイしないことが分かる。総務省・政府与党は、住民票コードを、国や自治体を通じた「共通番号」とし、カードの幅広い利用（汎用）を通じた国民情報の把握を最大のメリットとしていることは明らかである。

ICカードは毎日有事の

国内版パスポート

現時点では、カードは希望者だけに発行するとしている。しかし選挙投票の際の本人確認や今後の電子投票に使うとなると、カードなしに、投票やささまざまな行政サービスを受けるのが難しくなるのは目に見えている。もう一歩進めて、将来はカー

ド携帯の義務付けに走らないと叫ぶ。カード導入時には取得は任意でも、「治安利用」をねらいに、後に取得・携帯の義務付けにエスカレートした韓国の例もある。

総務省・政府与党は、「主婦など身分証明書（ID）を持っていない人も少なくない。カードは、こうした人たちには朗報になるはず」という。しかし、逆に「カードが見つからなくてお使いにも出られない」という警察国家の構図が浮かんでくる。

全国共通のIDカードを発行し、「国内版パスポート」として持ち歩き、本人の身元確認に使わせるのは、実は「国民登録証携帯制度」にあたる。現行の外国人登録証カードを内国民にも広げることと匹敵する。

すでに触れたように、IC様式のこのカードには八千文字も入力できる。病歴など幅広いプライバシーを、読取機を持った役所が管理・活用できることにもなる。さらに役所が発行するICカードは、入力情報を使って「徴兵検査」などを自動的に行うことを可能にする。有事立法など、きな臭い政策が目白押し。政治状況である。若い人たちは、カードを有事利用させないためにも、自治体のICカード発行にもっと注目するべきである。

再度問う、住基ネットを認めるのか

本来、自由社会では、個人情報とは、民間が主体となって管理すべきである。ところが、コードとカードを核とした住基ネットでは、役所が主体となっている。いわば「役所社会主義」の構想とみてよい。本来、「個人の財産」であるはずの「プライバシー（個人情報）」や日常的な移動の自由を広く公権力に委ねることになる構想である。まさに、コードやカードは、国民が匿名で行動することを許さない「役人が主役」の監視社会づくりのツール（道具）と見てよい。

「テロ対策にはICカードが有用」といった声も聞かれる。しかし、どんなに精巧につくっても、偽造カードが出回るのは必至である。逆に、「テロ対策にはICカードは有害」と見てよい。

ICカードは特殊な読み取り機がないと読めない。国民の「自己情報コントロール権」の保障はまったく考慮されていない。また、逆に、読み取り機が盗難にあった場合、ICカードを無くしたり、盗まれたりした人のプライバシーが危なくなる。

個人情報

国家護持センター」化への道

住基ネットの全国センターは、総務

省の手中にある財団法人・地方自治情報センターの中に設けられた。ここで管理するのは、すでに触れたように、住民票コードと、氏名、住所、性別、生年月日の四基本情報、およびこれらの変更情報に限っている。

しかし、わが国と同じ「出生番号方式」の国民総背番号制度をすでに稼働させているスウェーデンの全国センター（SPAR）で管理している各人の基本情報の多さは見過ごせない（表1）。

わが国でも、いったん住基ネットを稼働させれば、全国センターで管理する基本情報がどんどんエスカレートしていくことが危惧される。電磁記憶媒体は、目を負うことに大容量化し、しかも価格も安くなってきた。各人の一生涯分のあらゆる個人情報も全国センターで管理するのも夢ではない。全国センターの「個人情報国家維持センター」化への道は開かれている。

プライバシー保護には
住民票コードなしがベスト

総務省は、背番号コードや基本情報などは、漏えいや濫用の危険はないという。専用回線を使って流通させ、民間機関での利用を原則として禁止し、さらには守秘義務も強化して、万全を

再度問う、住基ネットを認めるのか

期しているからだという。

しかし、個人情報の漏えいは後をたない。例えば、宇治市では二十二万人分の住民票データがコード付きで漏れ、インターネットで売られる事件が起きている。また、財務省や政府税制調査会などが検討しているように、住民票コードを個人用の納税者番号に転用すると、税金の天引徴収を通じて雇い主など民間にコードは筒抜けになってしまふ。総務省が考えているプライバシー保護策は無用の長物と化してしまふ。

国会審議の過程で、住基ネットに賛成した自自公（当時）三党は、住

基ネット実施の条件として、民間部門も含む包括的な「個人情報保護法」の制定を約束した。しかし、住民票コードは民間利用ができない番号として作られているはずである。とすれば、公的部門にだけ適用ある現行の個人情報保護法を改正・強化すれば足りるはずである。にもかかわらず、官民にわたる包括的な個人情報保護法作りに執着しているのには裏の事情がある。

実は、今回の個人情報保護法は、住基ネットとは直接的な関連がない。むしろ、EU（ヨーロッパ連合）が、データ保護指令で、民間の

個人情報保護を護る法制のしっかりしていない国には、EU市民の個人情報を流すことは認めないという政策を各国に示したことが直接の理由であった。つまり、わが国は民間の個人情報保護をしっかりとしないと、航空会社などわが国の民間企業が、EUから搭乗者名簿などの消費者個人情報を、EU域外に流せなくなる怖れがあったからである。

こうした本音を隠しつつ、役所主導で練り上げられた包括的な個人情報保護法案は、いつの間にか報道の自由までも縛る「メディア規制立法」に様変わりした。プライバシー問題は、役所・行政が監視し、取り仕切る仕組みになっており、各界からの批判の嵐の中にあるとおりである。

民間のプライバシー保護問題は、自主規制、つまり「市民規制」を徹底し、民間に任せる。そして、権利侵害に対する救済は「司法」が解決にあたることにする。住み分け（三権分立）を徹底し、「役所・行政」は「司法もどき」のような仕事をやらさない。「小さな政府」とは、まさにこうした哲学を貫徹することにあるはずである。まさに、昨今のロースクールの設置、弁護士的大量育成のための司法改革は、このためのものである。

表1 SPAR管理情報の内訳

- ・ PIN（背番号コード）
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 管理教区
- ・ 本籍地
- ・ 出生地
- ・ 国籍（スウェーデン人、その他）
- ・ 婚姻関係（独身、既婚、別居、その他）
- ・ 婚姻関係を最後に変更した日付
- ・ 家族関係（例えば、妻・夫のPIN、子供など扶養者のPIN）
- ・ 所得税の賦課額
- ・ 本人および家族の所得額
- ・ 本人および家族の課税対象資産
- ・ 居住用として保有する不動産（一戸建て、集合住宅、農家、別荘、その他）
- ・ 不動産所在地の県の地域番号
- ・ 建物の類型（建物の種類、大きさ、建築年、1階建て・2階建て、地下室の有無、その他主な定着物）
- ・ 不動産の評価額
- ・ ダイレクト・メール送付の是非
- ・ このファイルを最後に変更した日付

いずれにしろ、住民票コードは、国のみならず、自治体レベルでも広く使われる。いかに、国の個人情報保護法を整備したとしても、漏えいや濫用を完全に封じるのは困難である。やはり、マスターキーに相当するような住民票（住基）コードを実施しないことが、国民のプライバシーを守る最善の策といえる。

「番号化社会」といわれる今日、さまざまな番号コードの利用から受けるメリットも少なくない。しかし、生まれてから死ぬまで一つの番号コードを「共通番号」としてマスターキーのように多目的に利用することは、プライバシー保護の観点からは、最悪のシナリオといえる。

むしろ、番号コードは、税務、年金など行政ごとに、また自治体ごとに固有の、利用目的が限られている「限定番号」を使うべきである。複数の限定番号が並存するのは、効率的でないとする見方もある。しかし、この非効率こそが、私たちのプライバシーを護り、わが国を監視社会にしないために払うべき必要最小限の「コスト」と見るべきである。

政府は、二十一世紀初頭までに、「電子政府（Eガバメント）」を目指す方針を出している。計画では、申請や届出など各種の行政手続きを

インターネットで処理することになっている。総務省は、本年（二〇〇二年）三月末に電子政府の実験を開始した。しかし、開始からわずか数日で実験を中断した。暗号化の不備などから、情報の盗聴がたやすくでき、通信の安全確認のために発行する「電子証明書」が偽造できることがわかったためという。

このケースからもわかるように、総務省という役所は、いかに危機管理能力がないかがわかる。インターネットを使った電脳空間はもろろんのこと、現実空間でも、常にパスワードを変えるように求められる。これは他人による盗用・悪用、なりすまし犯罪を防ぐためである。今日、インターネットを使った行政手続きが主流になりつつある。国民背番号である住民票コードをさまざまな行政事務に一生涯にわたり共通番号として使うという構想が、データ保護政策上もいかに危険なものかは自明のところである。

「申請すればコードは変更できるから大丈夫だ」との反論があるかもしれない。しかし、データ安全策として、一億二千五百万の国民が毎月コード変更申請を繰り返せともいうのであろうか。

なりすまし犯罪に悩むアメリカ

アメリカでは、官民双方の分野で幅広く共通番号として使われてきた社会保障番号（SSN=Social Security Number）の濫用規制が大きな課題となつている。とりわけ、他人のSSNを使った身元盗用（なりすまし・identity theft）犯罪が多発し、深刻な社会問題となつている。

なりすまし犯罪の規制をねらいとして、連邦議会下院歳入委員会の社会保障小委員会は、二〇〇一年五月に「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用に関する公聴会」を開催した。また、二〇〇一年十一月には、連邦下院の社会保障委員会、「テロリスト及び犯罪者による身元盗用（なりすまし）の防止の監視・調査に関する公聴会」を開催した。さらに、連邦下院の社会保障小委員会は、二〇〇二年四月二十九日に「社会保障番号プライバシーの保護と身元盗用（なりすまし）の防止のための社会保障に関する公聴会」を開催した。

こうした連邦議会の公聴会では、際限なく拡大利用されてきた共通番号（SSN）の利用をどのように規制するかがあらゆる角度から検討されてきている。いったん、多目的利

用を前提とした共通番号を導入すると、後になってプライバシーを護るためにその利用に歯止めをかけることがいかに困難であるかがわかる

（詳しくは、CNNニュース26号以降連載の「アメリカのSSN濫用規制、議会の動向(1)」を参照〔www.pij-web.netに掲載〕）。

人格権を

公的に管理する国でよいのか

総務省の住基ネットは、背番号コードとICカードを使って全国民のプライバシーを役所（行政）が管理する「データ監視社会」への道を開くものである。これが、「電子政府」と耳障りよく呼ばれたとしても、その中身が「人格権の国家管理」を目指す「電子監視収容所列島化」構想であることには変わりがない。こうした構想を練る役人は実に狡猾である。コードやカードの導入は、単なる行政の効率化のツール（道具）だと短絡的に考えてはならない。今からでも遅くはない。実施を一時凍結し、もう一度原点に戻つて、次の世代にどのような社会を残すのか、将来を見据えた議論が必要である。

再度問う、住基ネットを認めるのか

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

《緊急対論》

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

——着々と進む、誰も望んでいない「役所が主役」の国づくり

このままでは、住基ネットが動き出し、わが国は、コードとカードで役所（行政）がすべての国民を一元的に監視する国家になってしまします。住基ネット運用開始の八月五日が迫ってきているからです。

また、この度の通常国会に提出された「個人情報保護法案」は、「メディア規正法」として、マスコミから「断固反対」の大シユプレヒコールを浴びています。新聞を官報化するなど、言論の自由を役所が牛耳る危険性が色濃い内容であるからです。

この法案に対しては、マスコミはもちろんのこと、各界からも強い懸念が示され、ほとんどコンセンサスが得られない状況であります。また、もう一つ、役所から提案された

「行政個人情報保護法案」も、「行政個人情報利用促進法案」のようなひどい内容のものであります。

住基ネットの実施は個人情報保護法の制定が前提、が政治公約になっていたはずですが、どんなひどい内容でも、法律をつくりさえすればいい、あるいは法律ができなくとも、住基ネットは実施するというのが、役人や政府の態度です。不誠実そのものです。

石村代表と辻村副代表に、着々と進む、誰も望んでいない「役所が主役」の国づくりの小泉政権について問いただし、今後の運動の進め方を含め、徹底討論をしていただきました。

（CNNニュース編集部）

問題法案をおさらりする

〔辻村〕 九九年当時の自自公政権下での、コード（国民背番号）とカード（国民登録証）で国民を監視することをねらいとした住基ネット（住民基本台帳ネットワーク・システム）導入のための住民基本台帳法改正法（改正住基法）の強行採決は、いまだ記憶に新しいところです。いま話題の個人情報保護法案は、その際に「免罪符」として提案されたいわくつきのものです。

今回の個人情報保護法案に対しては、とりわけマスコミ界からの強い反発が目立ちます。わが国では個人情報の垂れ流し事件が相次いでいます。プライバシーが大切にされたアメニティあるIT（情報技術）社会とは程遠いのが現実です。個人情報

《話し手》

白鷗大学教授

石村耕治（PIJ代表）

《聞き手》

辻村祥造（PIJ副代表）

報の電子化、ネット流通が飛躍的に進むなか、包括的な個人情報保護法の制定は社会の強い要請といえます。それにもかかわらず、今回の個人情報保護法案への拒否反応はすさまじいものがあります。

それから、今の国会には、この、いわば「民間」の個人情報保護法案のほかに、「行政個人情報保護法案」も提案されています。この法案も、むしろ現在の「密室行政」を合法化するような内容の法案と見て取れます。罰則がないことも問題ですが、行政内部での国民の個人情報の濫用を国民サイドからコントロールできる仕組みを用意していません。また、共通番号である住基コードを使った役所間でのデータ照合を透明化・適正化するための規制の仕組みがまったく抜けてしまっています。

アメリカやカナダ、オーストラリ

アなど、主要先進国で規制の対象として行政機関による「データ・マッチング」規制が、行政個人情報保護法制の根幹をなしているのとは対照的です。

石村代表、まず、今回の「民間」の個人情報保護法案の問題点、反発の原因について分かり易く説明してください。

(石村) 承知しました。それでは、初めに、詳しい話をする前に、法案の骨子をあげておきたいと思えます。

個人情報保護法案の骨子

- (A) 目的
 - 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること
 - (B) 個人情報を取扱うすべての者に適用ある基本原則
 - 「利用目的による制限」→利用目的を明確にすること
 - 「適正な取得」→適法かつ適正な方法で取得すること
 - 「正確性の確保」→内容を正確かつ最新に保つこと
 - 「安全性の確保」→適切な安全措置を講ずること
 - 「透明性の確保」→本人が適切に開与できるように配慮すること
 - (C) 個人情報取扱事業者の義務
 - 利用目的を特定し、その範囲内

で取扱うこと

- 適正に取得すること
- 利用目的を本人に通知すること
- 内容を正確かつ最新に保つこと
- 安全管理措置をとること
- 本人の同意なしに、第三者へのデータ提供はしないこと
- 利用目的等を公表し、本人の求めに応じしそれを通知すること
- 正当な求めがあれば本人に開示、訂正、利用停止の措置を取れること。
- 苦情処理体制の整備等を行うこと
- 苦情処理等のための団体を設け、主務大臣の認定を受けること (認定個人情報保護団体の設置) もできること
- (D) 政府規制・罰則
 - 主務大臣は、個人情報取扱事業者又は認定個人情報保護団体から
 - (a) 報告を求める、(b) 助言をする、又は(c) 是正・中止を勧告し、それに従わないときには(d) 是正・中止命令が行える
 - (d) 是正・中止命令に従わない者は、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金
 - (E) 適用除外→「個人情報取扱事業者の義務(C)」の適用のない目的

- 報道機関の報道目的
- 学術研究機関等の学術研究目的
- 宗教団体の宗教活動 (付随活動)

を含む) 目的
政治団体の政治活動 (付随活動を含む) 目的

この法律は
どのように適用されるのか

(石村) この法案の適用関係について簡単に触れてみます。

まず、(B)の基本原則は、個人情報を取扱うすべての民間企業・団体(「個人情報取扱事業者」)や個人に対し、適用になります。(C)の義務規定は、極めて小規模な場合などを除き、個人情報取扱事業者に対し一般的に適用されます。(C)の義務規定に違反する場合には、(D)の政府規制・罰則が適用されることにもなります。

(辻村) 銀行やデパート、通販業者などの営利企業ばかりではなく、大学や病院、さらにはPTAや市民団体、労働組合など社会的な活動をしている団体は事業者に当てはまるわけですね。

(石村) そうです。これらの活動を監督するのが主務大臣です。例えば、銀行などは財務大臣、通販業者などは通産大臣、大学や教育機関は文部科学大臣、病院や労働組合の場合には厚生労働大臣です。

ただし、個人情報取扱事業者であっても、報道目的、学術研究目的、宗教活動目的、政治活動目的で個人情報を取扱う場合には、(E)適用除外とされます。この場合、(C)の義務規定は適用除外となりますが、(B)の基本原則は適用になります。以上が、基本的な適用関係です。

(辻村) ありがとうございます。私もPIJはもちろんのこと、税理士や弁護士なども、(B)の基本原則は適用になるわけですね。これは、小規模な事業主であるかどうかは関係がなく適用になる。一方、(C)の義務規定は、一定規模以上の個人情報を事業上で取扱っている場合に適用があるわけですね。

(石村) 市民団体であるPIJの場合、会員情報を取扱っていますから、当然(B)の基本原則は適用になります。ただ、PIJの取扱う会員情報などの個人情報は限られたものですから、(C)の義務規定が適用にならないのではないかと思います。法案通過後に政令で明らかにされる「個人情報取扱事業者」の範囲によりませんが。

一方、会報の『CNNニュース』に掲載する記事やPIJの調査研究活動などで取扱う個人情報については、「報道目的」あるいは「学術研

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

究目的」に該当する限りでは、(D)適用除外となるでしょう。したがって、この部分には、(B)の基本原則の適用はあっても、(C)の義務規定の適用はありません。

しかし、基本原則の適用があるということとは、PIJのニュース報道の記事には影響ができません。

主務大臣の規制の中身は

(辻村) 主務大臣が「監督」ということですが、どういった権限を行ってできるのですか。

(石村) やさしく言えば、大臣は、問題があると考えれば、いつでもその団体に報告を求めることのできる、という筋書きです。それで、報告を怠れば三〇万円以下の罰金を課すこともできます。そのほかに、助言や勧告、命令もできる。そして、命令違反の場合には、六カ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金です。

(辻村) ふつうのときは余り問題がないかもしれませんが、昨今の有罪法制とのからみで考えてみると、かなり不気味な法律ですね。

(石村) マスコミなどがこの法律に断固反対の大合唱を繰り返しているのも、辻村さんの感じている点にあると思います。

(辻村) この法案では、事業者が取り扱う個人情報のうち、「特定のもの」について、総理大臣は「特定の大臣または国家公安委員会」を主務大臣に指定することができる、としていますね。これは、どういうことでしょうか。

(石村) 政府は、所管がはっきりしないものやガードマン派遣事業などを想定していると説明しています。しかし、個人情報問題で、国家公安委員会を主務大臣に指定できる法律の構図には不気味なものがありますね。

(辻村) 市民オンブズマンとかが、疑惑のある政治家や役人などを追及するケースなど、リベラル団体いじめに使われることが危惧されますね。

危惧される

「メディア統制法」へのエスカレート

(辻村) ところで、この法案は、人権擁護法案とともに、五月十七日から国会の委員会審議が始まりましたね。その後、「与党VS報道」の厳しい対決が続いているわけですが、法案の骨格を見ながら、この法案の持つ「言論統制法」的な危険性についてお話してください。

(石村) 承知しました。法案の骨格からも分かるように、マスコミなど

「報道機関」の個人情報の取扱いは、それが「報道目的」のものであれば、「(C)個人情報取扱事業者の義務」は適用がありません。

(辻村) ただし、この場合でも、「(B)個人情報を取扱うすべての者に適用ある基本原則」は適用あるわけですね。

(石村) もちろんです。ただ、問題は、「(C)の義務規定が適用にならないのは、「報道目的」に関する個人情報だけです。したがって、マスコミが問題にしているのは、「報道目的」でない判断されれば、「(C)の義務が生じ、場合によっては、「(D)の政府規制・罰則の適用の可能性も出てくるわけです。

(辻村) マスコミが、例えば政治家の愛人問題など、スキャンダルを暴いて、それが「報道目的」を逸脱するものと判断されたとしたら、どうでしょうか。

(石村) この場合には、報道機関であっても、「(E)の適用除外にはなりません。その結果、「(C)の「利用目的を本人に通知すること」などの義務規定を問われることにもなりかねないわけです。

(辻村) 懲役か罰金に処される怖れがあるわけですね。

(石村) そこまで行くかどうかは程度にもよると思います。政府(主務大臣)からの是正勧告か中止命令かで終わるかもしれません。ただ、こうした構図にあっては、「報道の自由」はひ弱になっていくのではないのでしょうか。いつでも、「政府は伝家の宝刀を抜けるぞ!」という態勢にあるわけですから。

(辻村) 少なくともマスコミの萎縮効果あるいは牽制効果は抜群ということになりますね。(B)の基本原則の適用があるだけでも、政府が「マスコミいじめ」をしようと思えば、「ツール(道具)」に使えますからね。

求められる

「報道の自由」の制度的保障

(石村) 与党、特に自民党の動きを見ていると、名簿業者やダイレクトメール業者などによる個人情報の収集活動と、政治家癒着などの追及のための特定の政治家や役人などに関する情報収集活動とを、同じ次元で取扱い、一律に網にかけようという魂胆がありなわけですね。

(辻村) こうした状況を打開する手立てはないのでしょうか。

(石村) まず、「報道の自由」とは何が、徹底的な議論をすべきでしょ

う。また、これを制度的に保障する明文規定を法案に盛り込む必要があるかどうかと思います。

(辻村) つまり、過剰報道の問題と「報道の自由」とをこっちゃんにしないで、分けて論点整理をする必要があるわけですね。

(石村) そうです。確かに、マスコミによる有名人の色恋問題や事件の被害者などに対する過剰報道は大きな問題です。しかし、この問題と「報道の自由」とはおよそ次元が違います。「報道の自由」は憲法に認められた権利です。

また、やはり、「言論の自由」を守るためには、「(B) 基本原則」も含め、すべて適用除外とすべきです。

(辻村) ということは、一度、この法案は廃案にして、仕切りなおしが必要ということになりそうですね。

(石村) そうした方向が正しいでしょう。

政府にすり寄った読売新聞の対案

(辻村) 五月十一日の読売新聞朝刊の一面トップ記事が話題になりましたが、「報道の自由と両立を。修正試案を本社提言」の見出しでしたが。

(石村) 読売の提案は、個人情報保護法案と人権擁護法案双方に対して出されたものですね。個人情報保護法

に限って見てみると、先にふれた基本原則のうち、「透明性の確保」を報道分野へは適用除外とすることと、表現の自由に対する配慮義務を明確化すること、の二つを提言したものです。

(辻村) つまり、「透明性の確保」を適用除外にすることとは、取材源の秘密を保障することで手を打つたらどうかという提案ですね。しかし、読売のこの提案に対しては、マスコミ界は冷ややかでしたね。こんな妥協案で、読売は何を狙っているのでしょうか。

(石村) 冷ややかというよりは、「官報化した新聞」の素顔が見えてきた、といった論調でしたね。問題は、四月二十四日に、読売の渡辺社長が会長を努める日本新聞協会が、法案に絶対反対を表明したのに、舌の根も乾かないうちに、変節したことにあります。

(辻村) 読売は、住基法改正の当時、朝倉論説委員とかが「背番号大歓迎」の論調でしたからね。

(石村) そうでしたね。彼は、衆院の地方行政委員会で、私の前に参考人として意見を述べていましたが、ひどい内容のものでしたね。「はじめに賛成の結論ありき」で、裏打ちのない意見を述べていましたね。

(辻村) 読売が懐柔案を用意した背景には、住基ネット推進派の新聞社として、やはり、当時の小淵首相が「住基ネットの実施にあたっては、個人情報の保護法制の整備が前提だ」とした政治公約を気にしているところがあるのでしょうかね。

(石村) 多分はその気配があると思います。その点については、週刊文春二〇〇二年五月三十日号に取材記事が載っていましたね。

(辻村) 要するに、今回の法案が通るということは、戦時中のように、新聞やジャーナリズムが官報化することであろうね。マスコミ統制に行政府の役人が検閲官を演じ、闊歩する構図ですね。おぼろげながら「毎日がある事」の時代のマスコミの姿が見えてくるようです。

(石村) 「溺れている人に浮き輪を投げてなぜ悪い」と読売新聞はいうかも知れませんが、しかし、「溺れている怪獣には浮き輪を投げないで、沈めてしまった方が安全」というのがマスコミ全体の考えでしょう。

住基ネットは

実施できる環境にあるのか

(辻村) 先に少しふれましたが、九九年の住基法(住民基本台帳法)改正

の成立のときに、当時の小淵首相は国会の委員会で、次のような答弁をしました。「住基ネットの実施にあたっては民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えることが前提であると認識している」と。しかし、政府や総務省の役人は、これを小淵首相の政治公約であり、法律上、この公約に拘束されることはないとしています。こんな国民を小ばかにした態度でいいのでしょうか。

(石村) 五月二十二日の衆院の内閣委員会、PIJの相談役でもある河村たかし議員が、「個人情報保護法が成立しなかった場合には、八月に予定されている住基ネットは実施できなはずだ」と追及しました。

(辻村) この質問に対し、福田官房長官は、「住基ネットの実施にあたり個人情報保護法が成立していることが望ましい。しかし、当時の小淵首相は政治姿勢を明らかにしただけで、住基法上、個人情報保護法の成立がその施行の条件となっていない」と答弁しましたね。

(石村) 片山総務大臣も、「(住基ネットは)法の公布から三年以内と書いてあり、施行しないと法律違反になる」と答えています。

(辻村) 住基法附則では、「個人情報

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

保護法の制定が実施の前提」と定められているから、官房長官や総務相の答弁は問題ですね。単なる政治公約だけではないですから。

〔石村〕確かに、法附則には、「この法律の施行にあたっては、政府は、個人情報保護の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」とあります。河村議員が、当日、こうした答弁の後、質問を拒否したのは当然です。

杉並区の

「住基プライバシー条例」の挑戦

〔辻村〕背番号コードとICカードを使って国民を監視する住基ネットは自由な社会への脅威、だから実施したくないという自治体の首長も少なくないわけです。その中でも、東京都杉並区の山田宏区長は、フロントランナーを努められているように見えます。山田区長は、「住基プライバシー条例」を制定して、住基ネットにチャレンジしているようですね。

〔石村〕山田区長とは、雑誌の座談会やシンポなどでお目にかかっています。杉並区の住基プライバシー条例は、住基ネットを稼動するにあたり、杉並区の住民のプライバシーが危惧される場合には、区長は必要な措置をとれるというものです。例えば、危険が

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

ある場合には、ネットワークを切断できると定められています。

〔辻村〕ということは、もし、個人情報保護法の制定のいままに、総務省が住基ネットを実施した場合に、杉並区は、ネットワークの切断を決めることもありうるということですね。

〔石村〕多分、そういう事態もありえます。埼玉県上福岡市などもそうした動きを始めました。

番号を付けなさいというのは総務省ですね。しかし、いやおうなしにこの事務を押し付けられるのが自治体です。市区町村の長が番号を割り当て、カードを出す。そして、プライバシー侵害の事件が起れば市区町村長の責任が問われる。住基プライバシー条例の制定は、ある意味では、自治体の当然の権利です。

〔辻村〕今の中央政府と自治体との統治システム上は、こうした挑戦が限界かもしれませんね。こうした自治体の動きを、総務省はどう思っているのでしょうか。

〔石村〕山田区長には、総務省から非公式のコンタクトはあるようです。しかし、総務省は、表向きは静観の構えです。この問題で、ある雑誌に寄せた総務省の回答では、「地方自治体は、法令に違反しない限り、条例を制定できるとされています」とあ

ったとのこと。

世界の常識からかけ離れた

行政個人情報保護法の中身

〔辻村〕石村代表が巻頭言でふれた、防衛庁のプライバシー侵害事件には、驚いてしまいますね。

〔石村〕情報公開法で防衛庁の情報公開を求めた国民を、思想犯、あるいはスパイ扱いしているのと同じですね。まさに、「密室行政」を打破するためにつくられた情報公開法が悪用され、個人情報が密室で一人歩きしているケースですね。

〔辻村〕情報公開法の趣旨がまったく分かっていないのですね。逆に、情報公開制度を使った国民を非国民扱いし、思想調査のようなことをする。

〔石村〕役人は、国民の人格権を管理する仕組みは懸命につくる。さらに、開かれた役所をつくるためのツールまで悪用するのですね。

〔辻村〕今の国会には、この、いわば「民間」の個人情報保護法案のほか、「行政個人情報保護法案」も提案されています。この法案も、むしろ現在の「密室行政」を合法化するような内容の法案と見て取れます。罰則がないことも問題ですが、行政

内部での国民の個人情報の濫用を国民サイドからコントロールできる仕組みを用意していません。

〔石村〕そうですね。同法八条（利用及び提供の制限）では、行政が入手した個人情報の目的外利用や外部提供・たらい回しを広く認めています。例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき」は、OKとなっています（法8二）。

〔辻村〕具体的に言うとうなりますか。

〔石村〕防衛庁が、情報公開法の開示を申請した人の個人情報、保安対策上の理由があると判断すれば、本来の目的外に活用し、庁内で回し読みしてもいいということにもなるのではないのでしょうか。

〔辻村〕現行の行政機関に適用ある個人情報保護法（一九八八年制定）では、行政機関が個人情報ファイルを保有する場合には、総務大臣にその目的などを届け出ることになっていますね。

〔石村〕そうですね。しかし、一九八八年法をリニューアルするために提案された行政個人情報保護法案では、

この届出をしなくとも、罰則はありません。それに、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」(法10 一)ということであれば、この届出をしないこともできます。

(辻村) つまり、国の安全のために、情報公開請求者のリストをつくったということであれば、密室で保有・管理することも可能な仕組みになっているわけですね。

(石村) そのとおりです。「国の安全」とか「国の重大な利益」がどうかは、防衛庁が判断することになります。そのファイルの存在を公表する必要ありません(法11)。

(辻村) まったく「密室行政担保法」のような感じですね。行政個人情報保護法案について、ほかに住基コード関係ではどうでしょうか。

(石村) そうですね。「他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該情報を利用することについて相当な理由があるとき」(法8 三)と定めています。

(辻村) これは、本人の了解なしに、できるわけですね。

(石村) そうです。住基コードを使って収集され、いったん行政の手のうちで落ちた個人情報、行政が相当な理由ありとみると、どこに提供しようと、どう使おうと勝手ということですね。ですから、法八条は「利用及び提供の促進」といったタイトルの方が似合います。行政による国民の個人情報の利用独占を許す悪法です。

(辻村) 今回の防衛庁の事件では、思想・信条のようなものまで収集・保有していましたね。

(石村) いわゆる「センシティブ情報・特定情報」収集・保有の問題です。宗教とか、思想・信条とかの収集・保有を禁止するというのが、プライバシー保護のための法的なグロバル・スタンダードです(EUのデータ保護指令八条、CNNニュース七号参照)。

しかし、現行の「行政個人情報保護法」も、行政個人情報保護法案にも、これらセンシティブ情報の収集・保有規制をする規定はありません。

(辻村) ということは、役所がこうした情報を収集したとしても、必ずしも違法とはいえない、ということですね。

(石村) 総務省の法解釈だと、とくに

規定がなくとも、当然に、こうした特定情報の収集・保有は禁止される、としています。

(辻村) ところが、特定情報を収集・保有した防衛庁は法律違反をしたとしても、罰則がないのですよね。

(石村) そのとおりです。こうした、いい加減な法律で、「役所を信じなさい」という福田官房長官とか総理大臣とか、役所おっかえのピエロのように見えてしまいます。もう、こうした人たちに政権担当能力がないのはあきらかではないでしょうか。

(辻村) これに、個人情報の公有化のツール(道具)である住基ネットが加わるわけですから、「役人社会主義」はますますひどいものになる怖れがあります。

(石村) 住基ネット自体は、地方自治体共管の仕組みですから、国の法律も各自治体の条令も適用になりませぬし。

(辻村) 総務省の説明では、住基ネットに対しては、住基法で独自の個人情報保護措置を講じているとのことでした。

(石村) そういう解釈です。もちろん、住基ネットを使って国の行政機関が収集・保有する個人情報ファイルには、行政個人情報保護法(案)

が適用されることとなります。

(辻村) それでは、改正住基法に盛り込まれた「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期すため、速やかに、所要の措置を講じるものとする。」としたのは、何を意味したのですか。住基ネットは民間利用が禁止されていますから。民間個人情報保護法案の制定は、住基ネットの稼働とは、直接的には、意味がありません。

(石村) その点は、河村代議士が、五月二十九日の衆院内閣委員会で問うたところですね。あげくのはて、福田官房長官は「住基ネットの実施は、個人情報保護法の成否は前提ではない」が公式見解とかいっていますよね。政治公約や法律附則の意義とかについては、世間の常識とか信頼の原則とかは通用しないのでしょうか。

どうデータ照合を規制するつもりなのか

(辻村) また、この行政個人情報保護法案では、共通番号である住基コードを使った役所間でのデータ照合を透明化・適正化するための規制の仕組みがまったく抜けてしまっていますね。

(石村) そうですね。この点でも、欠

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

絶対にダメ、住基ネットと個人情報保護法案

陥法案です。アメリカやカナダ、オーストラリアなど、主要先進国では、共通番号制が敷かれているかどうかにかかわらず、行政機関による「データ・マッチング」規制（「コンピュータ照合」規制）が、行政個人情報保護法法の根幹をなしています。

〔辻村〕わが国の法案では、データ照合規制については、まったく触れていませんね。

〔石村〕この法案をつくった役人は、わざと触れないでいるのでしょうか。

一方、法案を審議している議員は認識が低いということでしょう。議員への働きかけ（ロビイング）が必要でしょう。

〔辻村〕アメリカの連邦プライバシー法では、コンピュータ・マッチング・プログラムの規制について詳しく規定していますね。また、オーストラリアも連邦データ照合プログラム規制法を定めていますね。

〔石村〕そうですね。アメリカの場合、SSN（社会保障番号）が事実上の国民背番号になっていますから。SSNを使って、連邦機関が各種給付資格の確認などの際に、複数の機関の間でデータ照合を行っています。

しかし、誤ったデータが照合に使われると、身に覚えがない違法受給

者にされてしまう可能性があるわけです。したがって、プライバシー保護法で、照合に使うデータの正確性を厳しくチェックするように求めているわけです。

〔辻村〕住基コードは、将来的には、データ照合に幅広く使われることになる可能性が高いわけですね。

〔石村〕そう見てよいと思います。したがって、住基ネット対応型の行政個人情報保護法をつくるというのであれば、データ照合プログラム規制の趣旨を法律に盛り込む必要があるわけです。したがって、住基ネット実施の前提条件は整っていないわけです。

〔辻村〕いわれてみると、行政個人情報保護法案の中身は、「行政個人情報利用促進法案」のように見えてきます。

〔石村〕そのとおりですよ。ともかく、防衛庁が起こした事件のような、行政による卑劣な個人情報の利用の仕方を国民サイドからコントロールできる仕組みや罰則がないと、こうした法律をつくる意味がありません。わが国のように、狡猾な中央の役人がバツコする国では、とりわけです。

〔辻村〕わたしも同感です。確かに、この面での議員に対するロビイング

を強化する必要がありますね。

まさに「右往左往のPIJ」

〔辻村〕最後に、PIJの活動について、会員の方々にアナウンスをお願いしたいと思います。

こういつては何ですが、従来からの市民運動は、「レフト・ウイングが主役」といった感がありました。ところが、PIJを見ていますと、従来は「ライト・ウイング」と言われた人を多く取り込んで活動しています。私たちPIJについては、活動の転換があったのではないかと関心のある方も多いと思います。

〔石村〕活動の転換はありません。ただ、役所社会主義を擁護する運動ではダメだとの結論に基づいてPIJの活動をやっていきます。手始めに、河村たかし代議士にPIJの相談役をお願いしました。PIJの役員の中にはこの人事に消極的な方もいたと記憶しています。

〔辻村〕河村代議士は、保守政治家というフレコミでしたからね。

〔石村〕河村代議士には、本心に議会対策をしっかりとやっていただいております。

河村代議士のように、役所や労組出身でもない、世襲政治家でもない

い。こうした人物が、やはり、国民本位の主張、政策づくりに頑張るわけです。役所社会主義に、労組の社会主義、グールのいる社会主義など、いろんな社会主義と戦ってきた。プライバシー保護活動は、やはり自由民権運動のようなところがあります。

〔辻村〕革新政党とか、背番号反対運動の現状を見る限りでは、何もやっていないに等しいですからね。

〔石村〕むしろ、櫻井よし子さんとか、山田宏杉並区長とか、自由主義者が、粘り強くこの運動を続けてくれています。

櫻井さんは「国民共通番号制に対する会」の代表を勤められ、生半可な革新政党よりは活発な運動をしています。市民運動は右も左もないということでしょう。自民党のリベラル派にも、もっとプライバシー問題の重要性を訴えていく必要があると思います。

もちろん、たとえば銀行税の問題では、私は、石原都知事と意見を同じくする櫻井さんとは、考え方が異なりますけど。あんな税のかけ方は違憲です。

〔辻村〕佐高信さんが、ある背番号反対集会で、櫻井よし子さんと席を同じくするなど考えられなかった

(笑)とか、言っていましたね。時代が変わったということでしょうか。

(石村) 時代が変わっても、役所社会主義はまったく変わっていない。政策を役人が独占し、バツコする。

小泉総理はポーズだけで、こうした動きを止められない、あるいは役所に迎合的に変節した。こうしたところに、小泉政治が失速してしまつた理由があると思います。

こうした政権あるいは役所社会主義のもとでは、犠牲になるのは国民だけです。これからのNGOの活動は、自らが政策提言をし、こうした政権ないしは役所社会主義と戦う時代、あるいは、何でも役所に依存したがる「内なる役所社会主義」との戦いの時代になると思います。

(辻村) 役所社会主義も電子監視のツールをもつた時代に入るわけですね。それから、役所による国民の個人情報への公有化策が目白押しのような状況です。

(石村) 国民背番号問題で、PIJはフロントランナーのようなところもありました。全力を投球してきましたが、こうした時点でまでいたつてしまいました。ここまで活動を支えてくださった会員の方々には、本当に感謝しております。やはり、こ

うした支えがあったからこそ、ここまで戦ってきました。

どう国民のプライバシーを守るのかは、ますます難しい時代に入ると思います。既存の政党や運動体の枠組みを超え、PIJは、右往左往しながらも、しっかりと政策提言NGOの役割を果たさなければ、と思つていきます。

(辻村) 石村代表には、今後とも、「国民が主役」の視点にたつて、PIJの活動を引っ張っていただきたいと思います。

石村代表、今日は、ありがとうございました。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 総会報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパンの第7回定期総会が、去る2002年5月18日(土)、東京池袋の サンシャイン文化会館会議室で開催されました。

当日は、第1部定期総会、第2部は座談会の2部構成。各部の概要は、下記の通りです。

第1部 PIJ定期総会

1. 開会宣言 司会者

1. 代表あいさつ

1. 議長選任

1. 議 事

第1号議案 2001年度活動報告承認の件(活動報告の詳細は本号のページ参照)

第2号議案 2001年度収支報告書並びに財産目録承認の件

第3号議案 2002年度活動計画承認の件

第4号議案 2002年度収支予算案承認の件

1. 報 告

役員に関する報告(5月18日開催評議員会で選任)

1. 閉会宣言 司会者

各議案は、出席者全員の賛成で、すべて原案どおり可決承認されました。

第2部 座談会「税理士制度は現状どおり存続可能か」

基調報告「確定申告インフラ整備の課題」PIJ代表 石村耕治

全員確定申告の時代、税理士制度はこのままでいいのか、を中心に討論。

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

《連載最終回》

アメリカでの社会保障番号(SSN)

濫用規制、議会の動向を紹介する(5)

SSNの自発的利用の拡大放置で、困難を極める濫用規制の現状
問われるSSNの濫用規制と“個人”回復に苦悩する連邦議会

PIJ代表 石村耕治(白鷗大学教授)

《内容目次 要約》

はじめに

問われる社会保障番号(SSN)の拡大利用

連邦議会による最初のSSN利用規制

連邦議会に再びSSN利用規制の機運の高まり

連邦会計検査院(GAO)『SSN利用実態報告書』(九九年二月)を公表

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」(二〇〇〇年五月)

・公聴会開催の目的

・公聴会の内容

(二〇〇〇年五月九日)

・公聴会の内容「抜粋」

号の不正利用規制に関する公聴会」(二〇〇一年五月)

・公聴会の目的

・公聴会の内容「抜粋」

(二〇〇一年五月二十二日)

《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》

《メリランド州ニコル・ロビンソンの証言》

《ワシントンD・C、イメカ・モアンアメイの証言》

《ニューヨーク市警察コンピュータ捜査技術班、マイケル・ファボツィ刑事の証言》

《フロリダ大学(フロリダ州ゲインズビル)を代表して、学生、コリー・B・クラビットの証言》

以上、前四号に掲載

前

号に引き続き、アメリカ連邦議会下院で、二〇〇一年五月に開催された、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」の様相をお届けします。今回はSSNと個人のプライバシー保護に関して、SSN濫用規制の必要性を訴える証人と、規制絶対反対を訴える証人が、それぞれ発言。本号のCNNニュースでは、二〇〇一年五月二十二日に開催された公聴会における証言の最終部分を翻訳・紹介する。

(文中の「*1」は訳注。34頁を参照)

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」(二〇〇一年五月)

《プライバシータイムズ編集・発行者エバン・ヘンドリクスの証言》

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用及び

不正利用に関する公聴会

二〇〇一年五月二十二日

委員長、それから小委員会の委員の皆さま、この度、私に、社会保障

本号掲載分
《プライバシータイムズ編集・発行者エバン・ヘンドリクスの証言》
《金融サービス合同協議会の代理として、顧問弁護士ジョン・C・デューガン、コピングトン・アランド・バーリング弁護士事務所のパートナー、の証言》
《全米公益調査グループ、消費者プログラム担当理事、エドモンド・マイヤーズウインスキーの証言》

番号（SSN）の不正利用防止とプライバシーの保護という重要な課題に、関し証言する機会を与えてくださり、ありがとうございます。

アメリカ国民のSSNに関するプライバシーは、他のほとんどの個人データと同様に、法律でもって十分に保護されていないわけです。アメリカ国民は、自らが持つ権利を護つてもらうためには、この問題に対する政治的なリーダーシップを必要としています。

委員長、あなたはSSNプライバシー法案を通過させようと努力されております。アメリカ人のプライバシー権が的確に保護されなければならないということであれば、まさに、こうした努力こそが必要とされるリーダーシップの一例であります。

自己紹介をしますが、私はエバン・ヘンドリクスと申します。二十一年前に発刊しましたワシントン発のニューズレターであります『プライバシータイムズ』編集者兼発行者であります。私は、連邦裁判所から、信用公正報告法に関連する身元盗用事件の専門家として認定されており、私は、現在、社会保障省（SSA）のプライバシー専門家委員会の委員をしておりまして、SS

Aによる現在及び将来の電子サービスに関するプライバシー・インパクト・アナリシスの解析のお手伝いをしております。

私は、本小委員会におきまして、SSNの売買、とくに「クレジット・ヘッダー（本人確認基本情報）」^{*1}の売買を禁止し、さらに、いかなる機関もサービス提供の条件として個人に対しSSNの提示を強制することを禁止する法案の成立に向けて主張をいたします。最も重要なことは、この禁止原則に対し、仮に例外を設けるとすれば極限されたものでなければならぬということです。

思うに、この公聴会におきまして注視すべきことは、法案に対し適用除外を設けようとする団体による政治的な働きかけについてであります。仮に適用除外を設けるといふのであれば、狭く設けられなければならないわけです。また、仮に法案が行政機関に規則制定を委任するとして、当該機関の規則制定者に不明瞭さを残さないために、法案には規則制定の基準が明確に定められるべきであります。

さらに、私は、本小委員会が、一般に、アメリカ国民のプライバシーは法律あるいは各種機関の業務において十分に保護されていないという

明確な認識をもった上で、事を進めていただくように進言いたします。

したがって、小委員会は、自らのSSN保護法案の中に、その重要な部分として、議会及び大統領がアメリカ国民に対し約束する確固としたプライバシー政策を盛り込むべきであります。

なぜ議会が積極的に包括的なプライバシー保護に動かなければならぬかについては、数えられないほどの理由があります。

一つの重要な根本的な理由は、日常生活において関係を持たなければならぬ市民と企業との間で、信頼を構築・維持することの必要性にあります。信頼という重要な側面について言えば、情報化時代においては、市民に対し、自らのデータは、自分の希望に沿う形で、本人の同意を前提に、その利用方法が公正な場合に限り許される、ということが確保されることあります。

この国の包括的プライバシー政策を構築する場合に、なぜSSNが論理的な出発点になるのかについては、いくつかの理由があります。

《背景》

社会保障カードには、かつて「このカードは身元確認に使用してはな

らない」と記載されておりました。

社会保障番号（SSN）は本人確認番号にはできないと言った当初にされたこの約束は、アメリカ国民に対する最悪の嘘の一つとなつてしまつたわけであり、

はつきりしていることは、SSNの歴史は、プライバシーの風化を検討する際の古典的な事例になる、ということ、

SSNは、コンピュータで相互に会話するとき、相互にデータ・ファイルを検索するとき、さらには個人の人物像を作りあげるときに、重要なキー要素となっています。したがって、一九六〇年代に危惧されたこと、つまり全てのアメリカ人を集中コンピュータ・システムで管理することは、もはや唯一の関心事ではなくなりました。現在では、SSNの汎用で、比較的容易に、大小のコンピュータのネットワーク・相互接続が可能になり、インターネットの出現も伴って、データを使った巨大な監視システムが構築されてきています。

もちろん、本来のSSNの利用は、税金の徴収用や社会保障プログラムの受給用の個人口座番号向けであつたわけであり、最初に番号が付与されたのは一九三六年のこと

であります。それから一年後、SSNは、州の失業保険制度における口座に番号を振るために使われまし。一九四三年に、ルーズベルト大統領が発した大統領令九三九七号により、連邦機関には、新たなデータ・システムで個人の記録を維持する場合で口座番号を必要とするときには、SSNを使うことのできる権限が与えられました。

この権限は、元来、連邦公務員委員会が管理する給付口座に利用するために与えられたのですが、長い間行使されませんでした。

一九六一年に、内国歳入庁（IRS=Internal Revenue Service）はSSNを納税者番号に転用する決定をしました。それ以降、新規の利用は急速に拡大して行きました。財務省債、高齢者扶助給付口座、州・連邦公務員記録、退役軍人病院記録、先住民健康サービス患者記録、さらには兵役番号といったように。

また、連邦議会は、こうした多目的利用を拡大し、一九七六年の税制改正法のもと、州に対しSSNを自動車登録記録や運転免許証に利用する権限を与えました。一九九〇年までに、約三ダースの数の州が運転者本人確認番号としてSSNを利用し

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

ました。これが、消費者が買物をしたときに、ID番号として小切手の上にたいていSSNが記載されることとなる原因となりました。さらに、一九七六年の法律は、SSNを、州税法や地方税法の管理、さらには一般の公的扶助プログラムの管理、扶養義務ある親権者の所在確認サービスに使うことを認めました。

他に、一九八四年に、赤字削減法は、すべての預金者に対し、自己のSSNを金融機関に提示することを求め、IRSのコンピュータが納税者に対し経過報告された利子金額と銀行からIRSに報告された金額とを照合できるようにしましたが、このことが、SSNの大きな利用拡大につながりました。また、この法律は、連邦の給付を受ける者は、その社会給付を行っている機関に対し自己のSSNを提示するように義務付けました。一九八六年税制改正法は、親が、五歳以上の子供について扶養控除を受けようとする場合には、その子供のSSNを記載するようにに義務付けました。

一九九〇年代までに、数多くの民間部門の機関においては、顧客の本人確認番号として、SSNの提示の義務付けはしなかったものの、SSNに依存するのが常識のようになり

ました。これらの民間機関には、公共サービス、保険会社、保健介護プロバイダー、ビデオ・レンタル店、さらには大学などがあげられます。SSNの利用拡大は一九七四年プ

ライバシー法の趣旨に反しており、同法七条では、連邦、州ないしは地方の機関が行政サービス又は給付をする条件としてSSNを求めることを明確に禁じています。しかし、これまで見てきたように、こうした禁止は、その後の施策により骨抜きにされてきているわけです。（この点について、電子プライバシー情報センターのマーク・ロツテンバーグ氏は、彼の証言の中でもっと詳しく説明されると思います。）

さらに、連邦プライバシー保護調査委員会（PPSC=U.S. Privacy Protection Study Commission）が一九七六年に議会に提出した報告書では、SSNは、規制されないまま放置しておく、プライバシーを侵害する道具になってしまつ、と警告しております。一九七六年当時は、民間部門においては、SSNはそれほど幅広く利用されておりましたが、例えば、TRWは、主な信用情報機関の一つでありましたが、信用記録用の主要な本人識別番号としてS

SNを利用しておりませんでした。連邦プライバシー保護調査委員会（PPSC）は、民間部門でのSSNの利用について規制するようには求めていませんでした。

がしかし、「社会保障省や内国歳入庁が維持している政府の記録システムは、賢明な政策決定により規制されなければ、事実上の中央国民登録機関（Central Population Register）と化す明白な危険がある」と見ておりました。

連邦プライバシー保護調査委員会（PPSC）はSSNに関して、次の四つの勧告をしました。

・ プライバシー法七条の規制を遵守すること

・ 大統領は、新たな大統領令を出し、実質的に連邦機関によるSSNの新規利用を止めさせるために、連邦機関が個人識別番号としてSSNを転用する権限を認められたルーズベルト大統領令を無効とすること

・ 議会は、SSNの利用拡大の監視や新たな利用規制など、数多くの職責を担う独立した機関として、プライバシーコミッション制度を設けること

・ 連邦政府は、個人を平準化

し、均一的に創りあげたり、あるいは中央国民登録機関の創設につながるような、いかなる施策を講じる検討をしてはならないこと

過去二十年間の出来事を省みますと、連邦プライバシー保護調査委員会（PPSC）の懸念と勧告は正鵠を得たものになってきているといえます。しかも、その当ても、プライバシーの脅威となる方法で国民のデータを利用・結合することは、理論的に可能であり、インパクトも極めて大きいはずなのに、それでも、そのことに危惧をいだくことは、余り実感できなかったわけでありませう。

《新たな範例「身元盗用」》

個人データとSSNに関するプライバシー保護問題を放置しておく、身元盗用（なりすまし）が情報化時代における最も急増する犯罪になることを、誰しも現実問題として実感できなかったわけでありませう。

なりすまし屋が欲しいのは、SSNと云うたった一片のデータであるわけです。身元盗用は、罪のない消費者の信用価値を搾取することをねらいに、詐欺師が消費者の身元、通常は社会保障番号（SSN）、そして時には氏名と住所を盗んだり、罪

のない消費者の名前で与信を得たり、さらには商品を持ち逃げするときに起きます。こうした行為は、罪のない消費者を汚れた信用歴の瓦礫の中に置き去りにしてしまします。

身元盗用（なりすまし）はインターネットが一般化するにつれて、流行病のようになってきました。身元盗用事件が確実に増加してきていることは、資料で裏付けられています。一九九八年五月に、連邦会計検査院（GAO）は、信用情報機関の一つであるトランス・ユニオン社が提供した数字に従い、消費者がトランス・ユニオン社の詐欺担当係に調査を依頼してきた件数が、一九九二年に三五、二三五件であったものが、一九九三年には八〇、〇一三件、一九九四年には一五四、三六五件、一九九六年には三七一、二〇〇件、一九九七年には五二二、九二二件と増加している、と報告しました。トランス・ユニオン社は、これら調査依頼のうち、約三分の二が身元盗用に関連していると見ています。

さらにもう二つの統計、つまり、連邦取引委員会（FTC）とカリフォルニア警察当局の資料、によりますと、この流行病はますますひどい状況になっているようです。この問題は、もっと深刻になると予想されます。と言っているのは、組織暴力団が

「リスク少なくして、儲けの多い犯罪」として、身元盗用に引き寄せられる傾向があるからであります。

私もが欲しいのは、身元盗用犯が情報ブローカーからSSNやその他の個人データを常時買入れていることの確証であります。

《緊急に必要な立法》

個々の部門を越えて、プライバシーを保護する包括的な法律が必要である一方、超センシティブなSSNについては、いまずくに施策が求められております。SSNに絞った法案に対し、より多くの努力を尽くすべきであります。

以下が、SSNプライバシー法で得られるべき目標であります。

- ・ 民間部門でのSSNとくくにクレジット・ヘッダーの一部としての売上の禁止
- ・ 連邦、州及び地方政府によるSSNの売却及び掲示の禁止
- ・ SSNの運転免許番号としての利用を直接禁止できない場合には、州の自動車局は、現在コロンビア特別区（ワシントンD.C.）で採られているように、運転者の同意を条件にSSNの利用ができるようにすること
- ・ SSNを収集・保存するすべての

機関に対して、記録の安全と秘密性を確保し、かつ、情報を保存させられている個人に対し実質的な権利侵害、迷惑、不都合若しくは不正を及ぼすことがないようにし、身の安全ないしは高潔さを危険にすること又はその予期される恐れから保護するために、適切な管理、技術的かつ物理的な安全措置の設置を義務付けること。

（この基準は一九七四年連邦プライバシー法から引用）

また、私は、この後で継続される公聴会での、全米公益調査グループ（U.S. PIRG = U.S. Public Interest Research Group）のエドモンド・マイヤーズウィンスキーが行う法案に関する詳しいコメントと同じ考えであります。

《前回の議会から学ぶこと》

前回の議会によるSSNの利用制限をねらいとした法律を定めるための作業の中から学んだことが二つありました。

一つは、一般に、人物照会サービスグループ（IRSG = Individual References Services Group）として知られている、どちらかと言えば規模の小さい業界の実態についてであります。彼らは、本人の同意なしにS

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

SNや個人データの追跡を続けられるように望んでおり、規制のないフリーライドを継続できるように、議員に対し激しい政治的な働きかけを行っています。法案に面と向かって反対するのは得策でないと言っていることから、本法を呑み込んでしまうことができるくらい適用除外をたくさんつくって、勝利を得ようというのが戦略です。まさに、昨年、議会上院の法案は、最終的には、アニー・ボイアーのご両親が自分の娘の名前を法案に付けて欲しくないとやったほど抜け穴だらけにされてしまいました。

昨年、議会上院では、プライバシー保護を骨抜きにする適用除外や抜け穴だらけの法案では通過できないということがはっきりしました。

法の抜け道をつくることに反対することは、極めて重要です。これは、個人データ、クレジット・ヘッダー（本人確認基本情報）及びSSNが連邦プライバシー法のもとで保護されているのだという一般の常識を支持した、裁判所が下した最近の二つの判決からも自明のところであります。最初の判決は、連邦控訴裁判所ワシントンD・C巡回区が下したものです。本件は、トランス・ユニオン社が、公正信用報告法で禁止されかつFTCの禁止命令が出てい

るのにもかかわらず、マーケティング業者にクレジット・ヘッダーを売り続けるとした宣言を撤回に追い込んだことに関連します。第二の判決は、エレン・シーゲル・ハベル判事が、連邦取引委員会（FTC）のクレジット・ヘッダーに関するプライバシー原則受入れに異議を唱えた人物照会サービスクラウド（IRSG）の訴えを却下したことに關するものです。

双方の事件において、裁判所は、二つの法令がプライバシー保護という実質的な政府の利益を合理的に伸長しており、したがって、当該法令は連邦憲法修正第一条に保障された商業上の言論に関し、会社が持つ権利を侵害するものではない、と判断しました。

ワシントン州裁判所の判事は、去る五月に、取締当局者の社会保障番号（SSN）をホームページに掲載することは、連邦憲法修正第一条「言論・表現の自由」上の権利ではない、と判断しました。その理由は、SSNの掲載は「実質的な報道目的」を欠くものであり、憲法上の保護に値しないというわけです。

委員長、この証言の冒頭で、私は、アメリカ国民は自らが持っている

プライバシー権を獲得するには、政治的なリーダーシップが重要であると、お話ししました。残念なことに、前回の議会から学んだ第二のことは、下院共和党のリーダーシップは、逆にプライバシー立法に対する大きな障害物になっているという点と、昨年、共和党は、あなたが出したようなプライバシー法案を下院院内総務に取りまとめを依頼することに消極的であった、とのことでした。

今年、デニス・ハスタート下院議長は、アメリカ国民に強力なプライバシー保護が必要であることに否定的でした。そして、「我々は、まず連邦政府が自分自身のシステムを浄化し、かつ我々市民の個人情報保護できるようにするまで、民間部門対策での新規の法律をつくるべきではない」と語っています。この考えを論理的と見るとは難しいといえます。

ときとして、大きな政府は私どものプライバシーを侵害します。これは、プライバシーを侵害します。これは、ときとして、民間部門でも起きます。アメリカ国民は自分らのプライバシーの保護を求めています。国民は、不適切に自分らのデータを利用して巨大な組織は、政府ではなく、むしろ民間企業であるとして

も、そのことでもって、何の気休めにもならないわけです。さらに、専ら政府のプライバシー取り扱いが問題であるとする人たちにとっても、民間部門のデータ収集には関心を持つ必要があります。と言うのは、再三にわたり、政府機関は、企業が収集したデータを「横取り」できることに完全に満足の意を表明しているからであります。さらに、通常、民間が保有するデータは、弁護士や検事が自分で見つけられる場合に限られ、法廷召喚の対象から外されるわけです。

プライバシー保護に抵抗するリーダーシップの立場とは、ワシントンでの権力の階段を登って行くに従い、アメリカ国民との接触を忘れて行くような、古典的なタイプの人たちであります。

世論調査や検討が繰り返されるにつれて、アメリカ国民は、次のような意思を明確に示しています。

国民は、自分のプライバシーを自分でコントロールできなくなってきたと感じている。

国民は、現行の法律や実務は十分に自分らのプライバシーを保護しているとは感じていない。

国民は、自分らの個人情報に対

する保護措置をもっと強化するよ
うに望んでいる。

自分らのプライバシーを保護して欲しい、そして十分な法律が必要であるというのが圧倒的なアメリカ国民の意思であるにも拘らず、それを無視し続けるリーダーシップとは何なのでしようか。どう考えても、理解に苦しむわけです。最悪なのは、アメリカ国民の意思に反して、狭い特別利益とそれを擁護しようとするロビイスト達がワシントンコントロールしているという事実です。

《ブッシュ大統領》

議会下院のリーダーシップとは対照的に、ブッシュ大統領は、強固なプライバシー擁護発言をしておりません。とくに、大統領は、医療と金融記録、そうです、それからSSNの保護の必要性を強調しております。

ウォール・ストリート・ジャーナル誌によりますと、大統領は、「(a privacy kind of guy)」と発言しています。ホワイトハウスのアリ・フライシャー報道官によりますと、大統領はビジネスに係わる「プライバシー保護に賛同しようとしており」、しかも、「企業は、国民のプライバシーを尊重するのが好ましい」と語ったとのこと。

こうした発言は四月に医療プライバシー原則の最終案を承認するにあたりなされたものです。もつとも、大統領の、プライバシーに関する今日までの最初で唯一の施策についてはありますが。これは、よい方向への第一段階です。これから、大統領は、「一歩一歩進む」準備をし、プライバシーに関する国家政策を構築すべく、包括的な法案パッケージを準備すべきであります。委員長、あなたが提案されたSSN法案は、まさに、これからの努力に向けてのよい出発点であります。

《将来のビジネスの成功に 必須のプライバシー保護》

皮肉なことに、将来的な展望を持った会社の間では、プライバシーは将来のビジネスの成功に必須のものである、と言った理解が広がってきています。こうした理解が、多くの会社が、消費者に新たな便宜をもたらす技術、商品やサービスの開発をしてきている理由です。しかし、逆に、こうした商品などがなかったならば、消費者は、会社のプライバシー情報システムに、自分らの個人情報や人物情報を喜んで任せるに違いありません。これらの会社は、消費者が信頼して個人情報を提供しよう

というためには、自分らの行っている事業を信頼できかつ強制力のあるプライバシー保護措置が講じられていなければならない、と感じております。例えば、無線通信業界や同業界の「3G」プラン、さらには位置確認サービスやマイクロソフト社の「ヘルストーム(Helstorm)」などが具体例です。

(以下、邦訳は省略)

《私たちには他に手段がないので、
プライバシーを優先してもらおう
しかない》

文書を整理するのは費用や時間がかかります。データを収集し電子的に転送する方が費用的にも安く、便利で、しかも速いわけです。社会保障省が、小切手ないしは収入証明書の送達、あるいは給付金の処理にあたり、それを文書形態で行うと数ドルかかるものと思われま。同じ業務を電子的に行うと一通あたり一セントで済みます。

同じように、内国歳入庁(IRS)は、高い比率で納税者が電子申告に同意すれば、数千万ドルまでは行かないにしろ、数百万ドルのコスト削減は可能であります。これは、事実上、政府のすべての公的な給付プログラムにも当てはまることです。

また、多くの会社は、本来的に文書(紙)環境から電子環境に顧客を移行できれば、当期損益におけるコスト幅を大きく削減できるわけでありませ。タワーグループによる最近の調査によりますと、前月、三、〇三三世帯のうち八十二%が銀行の支店に向いて取引に行っていない。したがって、たったの十八%の世帯が、銀行が提供しているオンラインサービスを現実に使っていたわけです。さらに、これら世帯の八十五%はその前の月も銀行の支店に向いておりました。

電子商取引一般に関し、アメリカ国民が、政府あるいは民間の電子サービスを利用しようとする場合には、プライバシー問題が障害となつていきます。国民は、インターネット時代に突入する以前に、自分らのプライバシーが十分に護られていないと感じておりました。政府は、元来、社会保障番号(SSN)は社会保障及び給与の報告にのみ使うと嘘をついてきました。

国民は、自分らが知らない機関からきたジャンクメールに自身の名前を見つけたながらも、これらの機関がどこから自分の名前を手に入れたのか知ることができないわけです。国民は、夕食時に迷惑なジャンク電話

の攻撃を受けるわけです。国民は自分らの信用記録の誤りで悩まされるわけです。身元盗用は疫病のように広がってきています。それも、最近は一度に何千ものクレジットカード番号を、ハイジャックしたデータベースから盗む「カード（Cards）」と呼ばれる、特別のハイジャッカーのことが常時報道されるようになってきました。

私も、大多数のアメリカ国民は、自分らの個人データの安全とプライバシーが法律や機関連務において保護されると確信がもてるまで、電子サービスを選択しないといった時期にとっくに入っていると理解しておりません。このことは、政府機関や会社から文書ベースの処理に高いコストを払うことを意味します。また、これは、多くの消費者が電子サービスのスピードや利便さから取り残されることを意味します。

思うに、団体や個人が電子的に業務を行う利便を享受することができ環境をつくることは、私どもの国益につながります。しかし、このような環境をつくるためには、過去と決別できることを国民に示す必要があります。つまり、合衆国は「プライバシー軽視」国家政策を背後に押しやり、「プライバシー優先」の国

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

家政策を採択するわけです。

プライバシー立法をしようとする場合に、業界によっては、プライバシー法を遵守することは余りにもカネがかかるということを示すために「コスト調査書」をつくったりしております。

こうした恥知らずの調査書の典型は、アーンスト・アンド・ヤングがファイナンシャル・サービス・ラウンドテーブルのためにつくったものや、競争技術協会（Association for Competitive Technology）が費用を出してロバート・ヘンにつくらせたものです。どちらの調査書も、客観的な審査に耐えられない程度のもです。たとえば、どの調査書でも、プライバシーを保護したとしてもいかなる便益もないとの認識を示しているわけです。

私どもが必要としているのは、電子サービスに信頼を置ける環境をつくる「プライバシー優先」の国家政策に対し、その便益と敬意を評価できる独立した権威のある調査であります。

委員長、小委員会に出席するこの機会を与えてくださったことに對し、再度、感謝も申し上げます。

いかなるご質問にも喜んでお答えします。

《金融サービス合同協議会の代理として、顧問弁護士ジョン・C・デューガン、コピングトン・アンド・バーリング弁護士事務所のパートナー、の証言》

下院蔵入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用及

び不正利用に関する公聴会

二〇〇一年五月二十二日

私は、ジョン・デューガンと申します。私は、コピングトン・アンド・バーリング弁護士事務所のパートナーです。私は、本日、金融サービス合同協議会（Financial Service Coordinating Council）、あるいは短く「FSCC」、を代理して証言をいたします。FSCCは、アメリカ

銀行協会、アメリカ生命保険協議会、アメリカ保険協会、投資会社協会、証券業協会を会員としております。FSCCは、この国における最大規模で、しかも最も多様な金融機関グループを代理し、何千もの大小の銀行、保険会社、投資会社、証券業者から構成されています。同時に、これらの金融機関は、合衆国に

おけるほぼすべての世帯に対し金融サービスを提供しております。

FSCCは、社会保障番号（あるいはSSN）の利用及び不正利用に關しこの小委員会で証言をする機会を与えられたことに対し、非常に感謝しております。

私どものコメントは、合衆国でのビジネスにおける社会保障番号の必要不可欠な役割、SSNの金融機関での利用から消費者が受ける大きな恩恵、及びこれまでの利用に不当に厳しい制限が課された場合の潜在的なマイナス効果、に焦点を絞っております。FSCCは、社会保障番号の不正利用があることを認めております。しかし、一方で、私どもは、この問題への対応を狙いとしたいかなる立法措置においても、規制対象を、格別、身元の濫用、すなわち、なりすまし犯罪を防止する措置に絞るように、強く求めるものであります。私どもは、SSNの合法的かつ有用な利用に対し制限を課すようなことを回避することは至上命題と考えております。

私どもは、本日、次のような三つの基本的な点について証言をいたします。

・第一点。アメリカ政府の指導にしたがって、過去六十五年間、この国

における商取引の構造においては、企業が、個人に関する唯一無二の社会保障番号を合法的に利用できることは、現在まで、織り込み済みのこととされている。これらの番号の利用は、アメリカの消費者や納税者に真の利益をもたらしており、しかも、政府機関、金融機関、血液銀行、その他数多くの企業にとり、その大小を問わず、幅広く、非常に重要になっている。

・第二点。社会保障番号の利用に対し幅広く制限を課した場合、予期できないような重大な結果を招くことになるかも知れない。例えば、与信コストの上昇、詐欺や身元盗用の増加、企業の内部運営システムに関する基本の変更とそのため高いコスト負担、消費者サービスの低下、及び消費者取引のコスト高と遅延が挙げられる。

・第三点。議会は近年、グラム・リーチ・プリレー法 (Gramm Leach Bliley Act) の下で、とりわけ、金融機関に対し、社会保障番号の利用と譲渡に厳しい制限を課す、包括的なプライバシー保護措置を定めた。これらの規定に照らして、F S C C は、金融機関による社会保障番号の利用と譲渡に対しこれ以上の法的規制は必要ない、と確信している。

さらに、私どもは、金融機関が公文書から社会保障番号を合法的に利用することに制限を課した場合の潜在的なマイナス効果の論点についても証言いたします。

《合衆国の商業活動における

社会保障番号の必要不可欠な役割》

連邦会計検査院 (GAO) が一九九九年二月の報告書で指摘しておりますように、社会保障省 (SSA) は、六十五年前に、社会保障プログラムにおける各人の収入に関する記録を保存する手段として、社会保障番号をつくったわけです。

しかし、議会は、まもなく、ほぼすべてのアメリカ人が唯一無二の身元確認番号を持ち、それが普遍している社会に大きな価値を見出したわけです。結果として、連邦政府は、一般的な唯一無二の身元確認番号であるSSNを、まったく無関係な目的に幅広く利用するように求め出したわけです。例えば、数多くの連邦法や規則は、行政官が、連邦法の遵守状況を確認する場合、ないしは各種給付資格を確認する場合、あるいは双方の場合に、その手立てとして自動的なデータ交換を行うときに、個人識別番号としてSSNの利用を義務付けて、あります。

例えば、納税申告、食料クーポン、メディケイド、補足的な生活保障所得 (SSI)、子女扶養プログラムに適用ある連邦法などが挙げられます。また、連邦会計検査院 (GAO) も認めておりますように、連邦政府は、数多くの報告書の中で、連邦の各種給付プログラムの不正や濫用を防止するために、唯一無二の本人確認番号であるSSNの利用を繰り返し奨励してきたわけです。

連邦政府の指導にしたがって、アメリカの企業は、納税申告のような、社会保障とは無関係な連邦法向けにSSNを本人確認番号として使うといった形で、連邦の求めに応じてきたわけです。そればかりか、これら企業は、互換性があり、しかも一般的な唯一無二の身元確認番号であるSSNを事業に利用することにより、強力に消費者の利益を引き出し、実現してきたわけです。

つまり、企業は、連邦政府と同様な方法でSSNを利用し出したわけです。例えば、財産の譲渡や所在確認をする場合、複数の保健医療プロバイダー間での患者の治療を追跡する場合、不正や身元盗用を防止する場合など、合法的な事業目的で他の機関とデータ交換を実施し、記録の照合をする場合がそうです。また、

多くの企業は、所得税申告者を確認するような内部業務にも、効率的で唯一無二の身元確認番号であるSSNを使っています。

同様に、金融サービス業界も、何十年にもわたり、唯一無二の身元確認番号であるSSNを、消費者と経済に利益をもたらすという責任を果たすために、幅広い目的に使ってきました。例えば、この国の優れて効率的な信用報告制度は、それはアメリカの与信の力量と透明性に資し世界の羨望の的となっているものでありますが、特定の個人に対し信頼できる信用記録を提供することをねらいに、さまざまなソースから入手した、異なる情報一つに集約するために、唯一無二の身元確認番号であるSSNに基礎を置いたものです。

そして、この証言のために用意した添付書類Aに、かなりもつと詳細に書いておきましたが、銀行、保険、証券の各業界は、重要な規制のかかった取引や事業取引をするにあたり、基本的には金融機関と取引しようとする者が本主に本人であるかどうかを確認するために、唯一無二の身元確認番号であるSSNを使っております。以下に並べたものは、多くの金融機関がSSNを利用しているねらいについて挙げたものです

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

が、添付書類Aに掲げたものと比べるとかなり不完全なサンプルです。
 ・不正と身元盗用に対抗すること
 ・証券発行のリスクを的確に評価すること

- ・内部利益追跡を支援すること
- ・資金洗浄活動を確認すること
- ・証券法上の報告義務を遵守するため
- ・第三者に資産や勘定を譲渡するため
- ・「信頼性の乏しい」法律を強化するため
- ・自動車保険引受けの際に、正確な自動車局の記録かどうかを確認するため
- ・生命保険、障害給付保険や長期医療保険の引受けの際に、重要な医療情報を入手するため
- ・保険給付金の支払いの際に、証券保有者の所在確認のため
- ・大量の管理業務をこなすため

連邦会計検査院(GAO)報告書でも指摘しておりますように、「端的に言つと、政府機関や民間企業は、連邦の法令要件を遵守させる場合や自己の機関及び企業の業務を遂行する際に、SSNを、その唯一無二性及び汎用性に着眼し、本人識別番号として選択した」わけです。言い換えると、唯一無二の身元確認番

号であるSSNは、現在、この国における政府取引や商業取引の基本構造に織り込まれてしまっており、しかもそうした状態が何十年にもわたってきているわけでありませう。

手短かに言えば、連邦政府こそが、SSNを、本来の目的とは無関係なものに利用し始めたわけですから、企業にも、特定の連邦法の下で、同様のことを求めたわけですね。

SSNは、半世紀以上にもわたり、金融機関を始めとした各種企業による利用に役立ってきたわけです。こうした利用により、すべてのアメリカ国民が実に大きな効率性と恩恵を享受しているわけです。金融サービス合同協議会(FSCC)は、SSNの利用規制案を検討される最前線にいる議員の方々が、添付書類Aに掲げられた金融機関による利用を始めとした合法的な利用及び恩恵を従来どおりの維持に務めるように、強く求めるものであります。

《社会保障番号の利用への

広範な規制を課した場合の

予期せぬ結果》

社会保障番号は合法的な目的に幅広く利用されています。こうしたことから、FSCCは、社会保障番号の濫用を防ぐことをねらいとした立

法により、予期せぬ影響が出てくるのではないかと懸念しております。こうした予期せぬ影響を回避するためには、入念に計画された立法が必要ですね。そうしないと、消費者や合衆国経済の円滑な展開に重大な損害を与える恐れがあります。それでは、いくつかの特記すべき例を挙げて見ましょう。

消費者への潜在的な損害

金融機関が社会保障番号を利用して顧客に対して提供するサービスは、他の方法ではできないものでもあります。個人の本人確認にこの番号を利用することによって、信用調査機関などは、金融機関に対して、オンライン申込み、証券その他の金融商品の購入をしたい者の正確な信用履歴や確認情報をすばやく提供していただけます。言い換えると、このことが、金融機関を、こうした商品に関連した申込みないしは注文に対し、ときばきと効率的に対応することを可能にしているわけです。

また、社会保障番号を利用しているからこそ、保険業者が生命保険証書の下で、受取人の変更を求めた者の本人確認を容易にできると言うように、金融機関が継続的なサービスを提供できるわけです。FSCCは、社会保障番

号の譲渡ないしは利用に対し幅広く規制を課すことは、たとえそれが善意であるとしても、処理コストを引き上げかつ意思決定を妨げることから、これら重要なサービス提供に対する重大な障害となりうるかと危惧しているわけですね。

詐欺や身元盗用への危険の増大

社会保障番号は詐欺防止に重要であります。銀行や保険会社、証券業者は、詐欺ないしは身元盗用の発生を示唆できる「不一致」のチェックを行っております。その際に、的確な本人確認をするための社会保障番号が付いた、公的ソース(情報源)及び民間ソース双方から利用できる情報に頼っています。

また、金融機関は、与信その他の情報を確認し、損失を最小限に食い止めるための健全な引受決定をする場合に、社会保障番号の助けを借りております。このような目的を達成するためには、対象となつた個人の情報を的確に組み立てる必要があります。こうした複雑な手続は、基本的には、唯一無二の身元確認番号である社会保障番号を使つて進めていきます。見方を換えると、唯一無二の身元確認番号である社会保障番号がないとすれば、個人の身元盗用は、難

しいというよりも、むしろ容易であると考えられるわけです。したがって、繰り返しになります、私どもは、議会が、社会保障番号の利用規制にあたり、消費者詐欺と身元盗用の増大の危険、つまり、検討されている規制目的とまさに不一致となるような結果、を招かないように最大の注意を払うべきである、と考えております。

市場の混乱

社会保障番号の譲渡を禁止することとは、金融機関の間での資産の譲渡、あるいは機関自体の譲渡のような業務を制限することにつながると解することができます。と言うのは、金融機関の資産（例えば、抵当権付き決済口座、クレジットカード口座や伝統的な銀行口座）では、たいてい、口座確認の手段として社会保障番号が使われているからです。

こうした資産を譲渡する場合には、金融機関は、技術的には、その中に付されている社会保障番号をも同時に「譲渡」しているものとみることができません。したがって、法律が、社会保障番号の「直接又は間接的な」譲渡を規制しようとしていることは、実質的に、今あげたような純粋に合法的な取引までも不可能

にすることにつながるわけです。この課題に対応するとすれば、企業は、社会保障番号への依存を完全に断ち切るために、自分らの内部システムを再構築する、膨大な不要な費用が伴う、作業をするように求められます。こうしたことから、私どもは、いかなる法案も、予測し得ない重大な問題を避けるためにも、周到に仕上げられなければならない、と考えているわけです。

《グラム・リーチ・プリレー法の保護》

ちょうど一カ月後に、グラム・リーチ・プリレー法 (Gramm Leach Bliley Act, GLB法) が発効します。この法律の下で、金融機関には新たに強力な社会保障番号規制が適用になります。FSCC (金融サービス合同協議会) は、この点に照らして、金融機関に対するこれ以上の社会保障番号の利用規制は必要ない、と考えております。

GLB法及びその施行規則では、金融機関が消費者の社会保障番号を保護される「非公開の個人情報 (nonpublic personal information)」として取り扱うものとしております。この結果、各金融機関の消費者は、金融機関に対し自分の社会保障番号を非関連の第三者あるいは一般

向けに販売もしくは譲渡するのを停止する権利を持つこととなります。

このような社会保障番号の合法的な譲渡に対し課された制限には、適用除外があります。例えば、消費者自身が依頼した取引を行う場合、詐欺から保護する場合、消費者信用機関に対して必要な本人確認情報を提供する場合などです。もっとも、このような社会保障番号の合法的な譲渡の場合であっても、消費者はなおも保護されています。と言うのは、番号の受領者は、法によりその番号を再利用あるいは再開示することが禁じられるからです。言い換えると、金融機関から受領した番号は、適用除外にあたる目的を遂行するために必要な場合に限り、再び利用や開示ができることとなります。

最近、ワシントンD.C.の連邦地裁は、この前例のない社会保障番号を含む消費者情報の再利用と再開示に対する規制は合憲であるとの判断を下しました。

手短かに言うと、GLB法に盛り込まれた規制は周到に立案されました。このため、金融機関による消費者の社会保証番号の譲渡について、消費者は完全に保護されたわけです。一方で、社会保障番号の利用は、合法的かつ必要とされる範囲では、認めら

れたわけです。このような規制があることを考えれば、金融機関の社会保証番号の利用に対するこれ以上の制限は必要がないわけです。

《公文書利用に対する規制への懸念》

最後に、公文書から入手した社会保障番号の不適切な利用に關し懸念がありますので、述べます。FSCCは、銀行、保険会社や証券業者など、幅広い民間セクターの企業が、広範な合法的な事業活動をするために、公文書を利用していているということを認識しておくことは重要である、と考えております。例えば、金融機関は、次の目的で公文書を利用しています。

- ・ 詐欺と身元盗用の発見
 - ・ クレジット承認その他金融商品販売についての健全な意思決定
 - ・ 口座開設時の顧客の本人確認
 - ・ 内部の安全対策の支援 (例えば、従業員の履歴のチェック) 並びに、その他、各種幅広い事業取引をする場合の本人確認
- 企業が公文書を利用するのは、金融市場やクレジット市場での効率的な事業展開をし、ミスを防ぎ、さらには消費者が迅速に低コストのサービスを受けられるようにすることがねらいです。また、公文書の利用

は、消費者を詐欺から保護することにも役立ちます。

もう少し具体的に言いますと、いま言ったような目的を達成するために、金融機関は、直接、裁判所の破産記録、不動産に付された先取特権に関する公文書、犯歴、さらには全米詐欺防止センター（National Fraud Center）のデータベースのような詐欺対策データベース、その他似通った種類の公文書を利用しております。また、金融機関は、ただ今あげました目的のために、第三者が公文書から入手した情報を使って開発したデータベースから、こうした公文書を間接的に利用することもあります。

重要なことは、こうした記録された情報が的確な個人のものかどうかを照合する際には、本人確認番号である社会保障番号（SSN）がキーになっていることです。例えば、顧客が第三者に送金を依頼してきた場合に、その依頼者の本人確認をすることになります。銀行はSSNでの照合ができるからこそミスなく応じられるわけです。これは、金額の大きいローンの申込者の与信に関する適格性（例えば、破産申立中、租税先取特権、あるいはその他の与信問題の有無）を審査する場合も同じです。

さらに、金融機関は、詐欺の発見を

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

ねらいに申込者が提供した情報と公的な情報とを相互にチェックする複雑なプログラムを活用しています。例えば、申込者が示した年齢情報が、他人を装っているために、SSNを使った本人確認により得られた公文書からの当該個人について知られている他の情報と不一致となる場合があります。この場合、「赤旗」があがります。そして、この場合、さらに、身元盗用を発見するためのチェックに入る引き金となるわけです。

このようなことから、公文書情報にアクセスすることに対し極端に幅広い規制を課すことは、金融機関が健全な事業上の決定をし、消費者を保護する能力を危険にさらすことになりかねないわけです。また、このような規制を課すことは、アメリカ企業の意思決定手続をひどく遅らせ、消費者ひいては経済に損害を与えることになりかねません。

最後に、たとえ金融機関が、社会保障番号の入った公文書にアクセスする規制の適用除外とされたとしても、このような規制はなおかつ金融機関やその顧客に対しては間接的な影響を及ぼさないではおかないでしょう。例えば、社会保障番号が公文書から削除されたとします。この場

合、合法的な目的で公文書を利用することも不可能となるかも知れませんが、と言うのは、その公文書に記された人物の本人確認にかかる費用が問題となるからです。結果として、ローンの承認は遅れるでしょうし、商品やサービスに対し消費者が負担するコストは増大するでしょう。さらには、金融機関の決まった時間内に身元盗用の有無を発見する能力にも波及してくるでしょう。

公的機関については、従来どおり内部の非公開ファイルには社会保障番号を利用できるとします。この場合であっても、この種のファイルへの効率的なアクセスという点からすれば、コストと遅延はかなりの程度となるでしょう。結果として、コスト効果と即応性という、この国の現在の市場システムに元来から求められているものを犠牲にする怖れがあります。その影響は、金融機関に対し公文書へのアクセスを否定するに等しいものになるといえます。

《結論》

社会は、社会保障番号を合法的かつ責任をもって利用することから、相当の現実的な便益を受けています。したがって、FSCCは、政策決定者は社会保障番号の利用を規制

する提案に基因する予期しえない影響についても注意深く検討すべきだと考えております。また、グラム・リーチ・ブリーレー法（GLB法）は、金融機関に対し、社会保障番号の開示について重い規制を課しています。したがって、私どもは、金融サービス業界にはSSNについての新たな利用規制は必要ない、と考えております。FSCCは、この討論に参加できる機会が得られたことを喜んでおりますし、また、この問題に関する議論が進むように委員や他の方々とともに喜んで作業をしたいと思っております。

《添付資料A》

社会保障番号の規制により

潜在的な影響を受ける業務

先に触れたように、社会保障番号の利用が幅広く規制された場合には、金融機関が行う広範な合法的な事業が影響を受けるものと思われる。下記に掲げた例は、そのような影響を受ける事業で、FSCCに参加する各業界がまとめたものです。

I 銀行業界の利用

A 社会保障番号の一般利用例

・口座の管理や顧客からの依頼に対する対応の改善のため 金融機関は、顧客からの依頼やニーズ（例えば

ば、口座残高、誤りの訂正、ローン申込みの処理など)に的確に応えられるように集中データベースを創設し、情報を利用し合わなければなりません。このため、数多くの機関は、記録をより正確に保つことをねらいに、唯一無二の身元確認番号であるSSNを使っています。

・詐欺や身元盗用対策のため 金融機関は、詐欺や身元盗用の苦情を調査するために、第三者のデータベースを活用しています。一方、これらデータベースでは、多様な情報源で使われている唯一無二の身元確認番号であるSSNを使っています。こうした唯一無二の身元確認番号がない場合、ある特定情報がある特定個人に関するものであるかどうか、誰か他人がその個人を装ってはどうか、を確かめる方法がなくなってしまうことになりま

す。したがって、SSNは、取締当局者と金融機関双方にとり信頼できる情報を収集・処理するに必要不可欠な仕組みです。
・的確なリスク評価のため 日常的に、金融機関は、金融リスクに関する判断をしています。金融機関は、ローン、保険商品、あるいはその他の金融サービスについて決裁をする場合には、情報データベースを利用して

個人に関する正確な情報を収集する手段として業界内あるいは外部第三者のデータ提供者に利用されていることから、金融機関が商品の販売に關し良識ある判断を下す際の手助けになっています。

・口座開設段階での(対面、電話、書簡、又はインターネットによる)顧客の本人確認のため 金融機関は、以前に取引のない者の情報を確認する際に、唯一無二の個人識別番号である社会保障番号を使用しています。

・潜在的な資金洗浄行為を確認するため 金融機関は、国外資産統制局(OFAC)の確認ないしは銀行秘密法関連の書類(例えば現金取引報告)の申請のような、各種の政府規制を遵守するために、唯一無二の個人識別番号である社会保障番号を使用しています。

・その他政府の健全化規制に適合するため 連邦及び州の銀行監督官庁は、銀行や貯蓄組合に対し健全な方法での運営を求め、このための複雑な内部基準・手続を策定・実施するように金融機関に求めています。こうした作業をするため、銀行はたい

てい、社会保障番号を使って内容の正確性を保っている外部のデータベースを活用しています。この結果、銀行の内部業務においては、社会保

障番号の利用が重要な役割を果たすことになっています。
・納税申告情報の提供の場合 政府に対しては例えば、書式一〇八九/一〇九九、被用者に対しては例えば、W 2 s

・インターネット銀行業務を促進するため この種のサービスに接続を提供する数多くの業者は、口座の本人確認番号として社会保障番号を利用しています。

・内部セキュリティ運営を支援するため 金融機関は、従業員の履歴その他の行動チェックをするために、身元証明番号として社会保障番号を利用しています。

・内部での給付の捕捉を容易にするため 例えば、発生した事業上の経費を従業員に実費弁償するとか、従業員の退職基金(例えば、四〇一(k)プラン)への加入状況を把握する場合。

・納税申告目的での業者への内部支払を把握するため
・顧客が電話やインターネットを通じて幅広く二十四時間銀行業務を利用できるようにするため 数多くの銀行では、口座確認番号として社会保障番号を利用しています。これは、顧客の便宜に加え、例えば、集中データベースの正確性の維持や、

社会保障番号を使ってクレジットの外部チェックを実施する機能を継続的に維持するといった、内部手続の一貫性を維持する必要性に基づくものです。

B 金融機関が受けている 便益の種類

・金融持株会社の運営における会社とその顧客の便益を促進するため 持株会社は、以下に掲げることなどさまざまな目的で、(社会保障番号を含む)顧客情報を系列会社(例えば関連企業)と相互に利用し合っています。

・顧客に対し、本人が金融口座や投資に関する総合的な状況を把握できる包括的な記録を提供するため つまり、例えば、会社は、電話でやり取りした「ジョン・スミス」が二つの当座勘定と変額生命保険証書を持つ、さらには四社の証券を保有するジョン・スミスであるのか、正確なファイルで顧客情報を照合する必要があります。会社にとり、こうした情報を正しく確認するためには、唯一無二の真に共通の個人識別番号である社会保障番号を使うのが一番であり、またこれにより顧客の信頼も増すわけです。
・個々の関連企業が身元盗用に対応することの支援するため これらの

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

関連企業に対し、必要な情報を提供することは、顧客の利益を保護することにつながります。例えば、正確で、最新の顧客情報が得られれば、関連企業は、その顧客の口座におけるこれまでにないような異常な動きを早急に認識することができるようになります。これにより、身元盗用が行われている可能性を察知できず。さらに、「共通」する基本要素として、社会保証番号に依存することとは、金融機関に現存する顧客情報と新たな情報とを相互にチェックすることを可能にし、結果として顧客の支援につながります。

・会社があらゆる観点から慎重にリスク管理を行うため 銀行、保険会社あるいは証券業者など金融機関は、顧客が、金融商品や金融サービスを購入にきた際には、その商品ないしはサービスを提供した場合のリスクを迅速かつ的確に計測しなければなりません。

金融機関は、購入申込者の信用状態や財政状態のよしあしに関する正確な情報を入力するために、信用情報機関、第三者である事業者、その他関連会社が提供する情報のような、信頼できる内外のデータベースに依存しなければなりません。これらのデータベースができるだけ正確

であるためには、本人に関連する金融履歴情報を的確に管理できる、ある種の共通の識別番号に依存する必要があります。社会保証番号は、現在利用できる最も正確な共通の識別番号として、こうしたデータベースにおける最も高いレベルの正確性を確保する上で有用であります。金融機関は、リスク評価にあたり、この種の正確な情報に信頼を置くことができるために、新規の顧客について、迅速かつ効率的に、慎重な決裁ができるわけです。

- C 証券業での利用（邦訳は省略）
- D 保険業での利用（邦訳は省略）

《全米公益調査グループ、消費者プログラム担当理事、エドモンド・マイヤーズウィンスキーの証言》

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言
社会保障番号の利用

及び不正利用に関する公聴会
二〇〇一年五月二十二日

シャウ委員長及び本委員会の委員の皆さま方、全米公益調査グループ

（U・S・P I R G = U.S. Public Interest Research Group）は、社会保障番号の不正利用に関して私どもが採る見解を喜んで発表したいと思えます。ご存知のように、私どもU・S・P I R Gは、州ごとに国中で活動している非営利、無党派の消費者・環境保護団体である単位P I R Gの全国ロビーイング事務局として活動を行っております。

《概要》

U・S・P I R Gは、社会保障番号の汎用性こそが身元盗用の原因であると考えております。また、身元盗用がこの国で最も急速に増加しているホワイトカラー犯罪の一つであることは、資料でも裏付けられております。一九九九年と二〇〇〇年の運転者プライバシー保護法（D P P A = Drivers Privacy Protection Act）改正において、シェルビイ上院議員は、社会保障番号保護措置の適用除外をつくるという従前からの誤った議会の政策を変更し、法律の抜け道を封鎖する方向へ転換するための優れた基礎をつくりました*2。私どもは、本委員会がさらに保護を強めていく作業を行うことに期待をしております。

私どもは、議会が二つの最も重要な

施策を講じるべきであると考えております。その一つは、民間部門での社会保障番号の強制利用の厳格な規制の適用を拡大することであり、そしてもう一つは、最近規制されたが、本人の同意なしの社会保障番号の利用を認めることにつながるクレジット・ヘッダーの抜け道を封鎖することであり、また、クレジット・ヘッダーの抜け道は、情報ブローカーのホームページ（HP）増殖の原因ともなっており、こうしたHPは、被害者の名前で不正な身元を構築するのに使われる社会保障番号などの情報や消費者の身元情報を手に入れようとする、なりすまし屋やストーカーの格好の場所になっています。

いかなる法律も、公正な情報慣行を基準に、できる限り抜け道や適用除外が少なく、簡潔に定められるべきです。新たな法律が、グラム・リーチ・ブリー法（G L B法）や前記のシェルビイ改正法のもとで認められた現行のプライバシー保護水準を劣勢にした、あるいは後退させたりすることのないことが重要です。

社会保障番号保護原則

簡素、適用除外や抜け道を作る場合にはごく例外的に

全米公益調査グループ（U・S・

PIRG)は、今日、私どもの友好団体である電子プライバシー情報センター(EPIIC=Electronic Privacy Information Center)やプライバシータイムズ(Privacy Times)と見解を同じくしています。私も、社会保障番号を保護する最も効果的な方法は、民間部門における法律に基づかない社会保障番号の本人確認番号としての利用を禁止する単純かつ率直な法律をつくることであると考えています。このやり方を進める一つの単純な方法は、連邦プライバシー法七条に定める「法律に基づかない社会保障番号(SSN)の行政利用に関する保護法³⁾」を民間部門にも拡大することでありませぬ。

この委員会が第一〇六回議会に示した下院法案四八五七号には、そうした規定がありました。消費者に社会保障番号を強制的に求めることは、連邦取引委員会法五条のもとでの不正な取引慣行にもあたるとしよ。

最近、プライバシージャーナルの発行者で、「社会保障番号」その利用と濫用(二〇〇一年五月)の著者でもある、プライバシー問題専門家、ロバート・エリス・スミスも、私たちと同じような単純な社会保障番号保護制度を提案しています。スミス提案は、次のとおりです(括弧

書きはその趣旨)。

1. 個人の社会保障番号(SSN)を売ったり、買ったりするのを違法とするものとする。「SSNの売買が、多くの身元盗用の原因になっているからです。SSNの売買は、常にSSNの第二次利用です。また、SSNの売買は、SSNを個人識別の証拠として利用することと整合性がありません。」

2. 何人もクレジットの申請又は公正信用報告法(FICRA)のもとでの自己の信用記録の請求にあたっては、社会保障番号の提示を求められないものとする。「FICRAは、自分自身の信用ファイルを見たい場合に単に本人確認のできる十分な証拠を求めているに過ぎませぬ。消費者情報機関にある信用記録と(与信者から)請求された信用記録との照合にSSNを利用することは、与信者の混乱、消費者の悪夢、そして身元盗用の原因となっているわけです。消費者信用機関が照合にSSNを使わなければ、身元盗用の八割はなくなるでしょう。この種の規定が必要であるとする数多くの判例があります。」

3. 何人も、いかなる取引においても社会保障番号の提示を義務付けられない又は強制されないものとす

る。ただし、その取引において所得課税が生じたり、又は社会保障、メディケア若しくはメディケイド給付が関連する場合は除く。

何人も、雇用の確定的な申し出があるまでは、雇用の申し込みに関し社会保障番号の提示を義務付けられない又は強制されないものとする。いかなる雇用の申し込みにあたっても、雇用の確定的な申し出がある前の社会保障番号の請求は任意である旨を明記するものとする。「これにより、現在社会保障番号に依存している機関がよい加減な方法で社会保障番号を求めることを実質的に停止させられます。これにより、社会保障番号の需要を二つの本来の目的(SA 社会保障省、行政と連邦課税)に絞れることとなります。これら二つの目的への利用は、少なくとも長く確立された法律に基づいているものです。雇用の申込書に対しSSNを記入することは、SSNを不正利用者の目にさらす危険を高めることとなります。」

4. いかなる高等教育機関又は初等学校若しくは中等学校も、学生・生徒・児童の本人証明番号として社会保障番号を利用してはならないものとする。「驚くほど多い数のなりすまし詐欺は、大学で盗られたSSN

が原因となつています。SSNを学生・生徒・児童のID番号として利用するのを止めさせることは、番号付きのIDで自分の子どもを識別するのを遅らせることを父兄に認めることとなります。」

他に、第一〇六回議会には、社会保障番号を保護することをねらった幾つかの包括的な法案が提出されてきました。最も注目すべきは、下院四八五七号(シャウ・マツイ・クレクツカ法案)⁴⁾が下院歳入委員会に優先的に提出されたことです。下院四八五七号では、民間部門でのSSNの強制利用に対する厳格な禁止規定に加え、クレクツカ下院議員が主張して挿入した、いわゆるクレジット・ヘッダーの抜け道を封鎖する規定が盛り込まれています。一九九四年に連邦取引委員会が実にひどい判断を下したために、信用報告機関(信用興信所)は消費者の同意なしにSSNを売却する窃盗ビジネスを展開できてきたわけです。近年、連邦裁判所はグラム・リーチ・プリレール法(GLB法)のプライバシー保護規制を支持する判断を示した⁵⁾ために、クレジット・ヘッダーの抜け道を狭くしましたが、もっと強い規制が必要といえます。

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

第一〇七回議会においては、下院一四七八号（クレクツカ）法案、下院二二〇号（パウエル）法案、それから上院三二四（シエルビー）法案など、社会保障番号を保護することをねらいとした評価できる法案が出されています。その他の社会保障番号関連法案の中で、一〇六回議会に出された法案で、積極的に特徴あるのがマーカー下院議員（下院四六一号）のものでした。

残念なことに、しっかりと社会保障番号を保護するものとして二〇〇〇年に上院に出された最も目立つ法案は、実は、社会保障番号の商業利用の拡大につながるものであったかも知れないものでした。当初から、ामी・ボイアー法は、最初のインターネット・ストーカーの犠牲者として知られるामी・ボイアーの遺産として残す目的でつくられ、最近法律になりました。しかし、この法律は、トロイの木馬のようなもので、むしろ、商用で社会保障番号を入手するための抜け道を広げてしまいました。公文書関連の社会保障番号の保護に失敗したばかりか、より強固な州のプライバシー法に優先させることにもつながらず法律です。しかし、私も、ामी・ボイアー法の筆頭提出者であるグレッグ

上院議員が、今年は、よりしっかりと法案づくりに入ったことを歓迎しています。私も、皆さんの下院四八五七号法案に盛り込まれたより厳格なSSN強制利用禁止規定は、フ

エインスタインとグレッグ両上院議員の提案する上院の二〇〇一年八四八号法案に盛り込まれたかなり柔軟な強制利用禁止条項よりはましである、と考えております。上院八四八号法案では、「信用調査」の場合の幅広い適用除外を認めており、法案にある形だけのSSNの強制利用禁止ルールさえも骨抜きにしてみました。議会は、適用除外を置く必要があると考えるときは常に、それができるだけ狭く絞る形で規定すべきであります。例えば、本件の場合、公正信用報告法のもとで信用記録を入手する際に、例外的にSSNの強制利用が許されるケースは限定的に列挙されるべきであります。

また、上院八四八号法案では、事業者間に適用ある適用例外はामी・ボイアー法よりも狭く構成されており、また、その対象は規則で定めることとされています。にもかかわらず、上院八四八号法案は、余りクレジット・ヘッダーの抜け道を封ずる立場にありません。むしろ、情報ブローカー側に立った性格を有す

る法案です。これは、ामी・ボイアー法に盛り込まれた「職業用及び商用」利用者を優先するビジネス適用除外をそのまま継受していることからも分かります。

私も、最終法案が、社会保障番号が社会保障法に関連しない目的に利用される場合に対し、最も厳格な保護措置を講じるとともに、それに対する適用除外ができるだけ少なくなるように、委員の方々、委員のスタッフ、さらには本委員会と共に作業をすることができると考えております。仮に本委員会が、民間部門における従来からの法律に基づかない社会保障番号の収集を認めるための適用除外措置の拡大が必要であると考えたとします。この場合には、遺憾ながら、民間部門は社会保障番号という松葉杖に寄りかかる結果となります。しかし、委員会は、SSNの民間利用に対し、意識的に利用期限を設けるべきであります。そうすれば、企業は、社会保障番号の従前どおりの利用を原因とする第二次利用問題を避けるために、もっと的確な選択肢を考案するように求められることになりましょう。結果的には、社会保障番号は、当初考えられていたように、社会保障目的と一定の課税目的だけに使われることにな

ります。

公正な情報慣行とは何か

一九七三年に、連邦保健・教育・福祉省の自動個人データシステムに関する諮問委員会（Advisory Committee on Automated Data Systems）は報告書を公表しています⁶。この報告書の中で、社会保障番号（SSN）の行政利用について検討し、次のような勧告をしています。

第一 SSNの利用は、連邦政府が課した規制を実施するに必要な範囲に限定すべきである。

第二 連邦行政機関は、議会が特定の法律でもってSSNの利用を義務付けている場合を除き、SSNの利用を求めたり、奨励してはならない。

第三 議会は、SSNの強制利用がないようにすべきである。そして、SSNの強制利用は、一般の人たちの実質的な参加が得られる広く開かれた公聴会での十分かつ慎重な検討を行った場合に限り、それを採用できるものとするべきである。このような検討を行う場合には、利用案に対する反対論と賛成論を十分に斟酌すべきものとする。また、この検討の際には、とくに、SSNの利用案が関係する自動個人データシステムに対ししっかりと安全措置が講じら

れているかどうかに注意を払うべきである。

第四 S S Nが、前記の三つの原則を守れない事案に利用される場合には、いかなる個人も、自己のS S Nの提示を義務付けられるべきではない。あるいは、その者のS S Nは、本人の同意なくして利用されるべきではない。

第五 個人は、S S Nの利用に関する自己の権利や義務を、十分かつ公正に告知されるべきである。こうした告知は、自己の利益につながるということ、自己のS S Nを開示する権利として自発的に応じる場合にも、行われるべきである。

この委員会報告書で展開された公正な情報慣行の原則は、より広く、消費者ないしは市民の個人情報のごような利用にも適用できます。一つの目的(社会保障)で収集した情報と、その情報を他の目的(行政部門でのデータ照合、民間部門での親所在確認サービスなど)に流用することは、データ主体である当該個人の同意がなければ、公正な情報慣行に違反することになります。公正な情報慣行原則は、一九七四年連邦プライバシー法(行政利用の場合)に取り入れられましたし、さらに、国際的にも、一九八〇年のOECDが

イドラインでも、明確にされました。情報利用には、公正な情報慣行原則の適用があり、その結果、情報の収集に対する制限、内容の明瞭性、安全性及び正確性の保障、さらには、告知、同意、開示、訂正、違反に対する責任など、消費者の権利を認めています。

今日、議会においては、公正な情報慣行についてさまざまなコンテキストにおいて議論されています。残念なことに、業界に支援された数多くの法案や、ほぼすべての業界の「研究」においては、包括的な公正な情報慣行原則を、とうてい受け入れることのできない低い水準にまで下げるように求めています。

第一 業界団体は、情報の第二次利用にあたっては、事前に本人の明示の同意を求める替わりに、より柔軟な同意したくない場合には本人が申し出る方式を求めています。

第二 業界団体は、通知するだけで十分としています。したがって、本人への開示や訂正は必要ないとしています。

第三 業界団体は、行政規制ないしは自主規制で十分であり、消費者による民事訴訟にとって替えられるとしています。

通知をするだけでは十分ではありません

ません。「通知と選択」の場合も同様です。とくに明示の諾否を求める選択のやり方をとるのではなく、同意したくない場合には本人が申し出る選択のやり方をとる場合には、実質的に無意味です。消費者や市民は、一九七三年の議会の委員会で提案された完全な権利や保護を受け、それらを求める権利があります。これは、記録を保存する者が、データを、新規に、予期できない第二次利用に使う場合や、さらには、データを収集、加工する新たな、より性能のよい仕組みを開発するような場合には、なおさらであります。

案にS S Nの流用を許す

クレジット・ヘッダー抜け道とは何か
一九九四年に、連邦取引委員会(F T C=Federal Trade Commission)は、T R W(現在エクスペリアン)社との同意審決の修正に応じたときに、信用記録の定義に該当するものに対する一つの法律の適用除外を認めました。つまりF T Cは、一定の情報に公正信用報告法(F C R A)のもとでの規制を受けなかったのです。これにより、信用情報機関は、厳しく規制された信用記録情報の中から消費者の、いわゆる「ヘッダー(見出し情報)」あるいは本人

確認基本情報を分離することが認められ、それをいかなる目的で、誰に売ろうと自由とされたわけです。

クレジット・ヘッダー(本人確認基本情報)は、直接には個人の信用状態とは関連のない情報であり、消費者信用記録として収集あるいは売買される情報の一部にはあたらないとされます。クレジット・ヘッダーの売買は、消費者の信用記録からその者の氏名、住所、社会保障番号、生年月日などを抽出し、そうした情報を公正信用報告法(F C R A)の消費者保護の枠外で売却することに関係します。情報業界、マーケティング業界、あるいは興信所業界は、ヘッダー情報は他の数多くの情報源からも入手できると反論します。しかし、現実には、最も信頼できるクレジット・ヘッダー情報は、金融機関を情報源としたもののように見えます。というのは、この情報は、定期的に更新されているからです。

最近、裁判所が下した二つの判決では、クレジット・ヘッダーの抜け道を、封鎖はしませんでしたが、狭くしました。二〇〇〇年三月に、F T C(連邦取引委員会)は、信用記録を使ったターゲット・マーケティングを禁止しました。そして、生年月日は信用関連情報であるとし、へ

ツダーから削除するように命じました。このFTCの決定は、二〇〇一年四月十三日に、連邦控訴裁判所ワシントンD・C巡回区で支持されました。これは、公正信用報告法（FCRA）の合憲性が支持されて以来の、プライバシー保護の観点からは大きな勝利といえます*7。

グラム・リーチ・プリレー法（GLB法）に基づく金融プライバシー・ルールが、この春の後半に公表されました。そして、五つの連邦金融行政機関が、社会保障番号を非公開の個人情報であると定義しました。こうしたルールが合憲であることは、二〇〇一年四月三十日に、連邦地裁のエレン・ヒュピル判事による略式判決で支持されました。

連邦地裁の断固たる決定の結果、それが最終的に支持されれば、信用情報機関は、金融機関から入手した（SSNを含む）クレジット・ヘッダー情報を他に分けてやることでできなくなります。なぜならば、金融機関は、この情報を提供する実務を、グラム・リーチ・プリレー法（GLB法）の規則が求められるような、消費者に対する通知を行うことなしにやっており、また、関連企業でもない第三者に対する情報提供にあたっては、同意したくない場合

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

には本人が申し出る権利を認めない形でやっているからです。しかし、銀行その他の金融機関がこの情報提供を説明する不完全なプライバシー通知を改善しないならば、今のままでは、その提供に同意しない旨を申し出る権利行使した者のみが、保護されることになるわけです。

連邦地裁の判決は、非常に強力なプライバシー擁護判決です。しかし、それでも、私どもは、議会がクレジット・ヘッダーの抜け道を封鎖する法律を制定することには意味があると考えております。グラム・リーチ・プリレー法（GLB法）がこれからも合憲とされたとします。しかし、それでも、依然として消費者は、法律で求められているように、保護を得るためには拒否を申し出るといふ消極的に認められている権利を行使しなければならぬわけですね。例えば、下院一四七八号（クック）法案では、公正信用報告法（FCRA）で保護されるべき信用記録ファイルに保存されている、社会保障番号を含む、すべてのセンチタイプ（特定）情報を再定義していただきます。そして、その保護対象から、信用記録の一部となっている「消費者の氏名、住所及び電話番号は、その消費者の地域で利用できる住民電

話帳に記載されている場合には除く」ことにしています。

なぜ自主規制では

十分ではないのか

一九九七年に、信用情報機関とこれらの機関が販売するクレジット・ヘッダーを取引している企業数社が「人物照会サービスグループ（IRSG = Individual References Services Group）」という「自主規制」団体を立ち上げました。この団体が言うには、「信用報告の中にある金融に無関係な識別情報のような非公開情報に対するアクセスやその配布については厳重な制限を課すことを原則とする。たとえば、非公開の情報源から入手した社会保障番号（SSN）については、IRSG加盟の会社は一般大衆が見られるインターネット上に掲載しないものとする。」とのこと*8。（それでは、非公開の情報源以外から入手したSSNについて、IRSGはどのように保護するつもりなのでしょう。）

やストーリーカードまでが、SSNを今もって各種ホームページを通じて購入することができる、と分かっています。私どもは、クレジット・ヘッダーの抜け道を封鎖することを強く支持しています。というのは、仮に人物照会サービスグループ（IRSG）の自主規制ルールによって、一般へのSSNの販売停止に効果があったとしても、しかし、それでも、SSNを入手する資格のある申込者に対してのみSSNを販売する目的でインターネット上に開設されている多くのホームページの一つから、何かを「口実」にして、SSNを入手するのは簡単だからです。

また、私どもは、議会が人物照会サービスグループ（IRSG）の自主規制の仕組みが十分に機能しているのかどうかを調査することを支持します。一九九七年に、連邦取引委員会（FTC）は、人物照会サービスグループ（IRSG）の立ち上げを奨励しました。ところが、FTCは、IRSGの自主規制ルールは公正な情報原則のすべてを満たしていない、と指摘しました。また、FTCは、IRSGは会員についての「第三者評価」ないしは監査の結果の「概要書」を公表しなければならぬ、と言っていました。私どもが

知る限りでは、一九九九年に、IRSGは、評価は終了したと言うだけの、私どもから見れば極めて満足の行かない手紙をFTCに送りました。しかし、今もって評価概要書を公表しておりません。

残念なことに、第一〇六回議会で成立したアミー・ポイアー法や一〇七回議会に出された数々の法案では、「職業用及び商用」利用者に対し引き続き社会保障番号へのアクセスを認めることにより、民間部門での事業者間利用の抜け道を留意しています。アミー・ポイアー法は、IRSG自身が執行する弱い自主規制ルールのもとで、むしろ現在認められているアクセスを拡大しているかに見えます。

四年前に、人物照会サービスグループ（IRSG）は、法規制を回避するために、FTCに対し、その会員が遵守すべき一連の原則を提案しました。一つの原則のもとでは、いわゆる「職業用及び商用利用者」は、省略形で表記した場合に限り、社会保障番号を利用することができるとしています。以下が、その規定です*9。

B 非公開情報の職業上及び商用配布「人物照会サービスは、それが以下に定める商品やサービスの性質

を有する非公開情報のコンテンツだけである場合には、既成の職業用及び商用利用者が当該情報をその事業又は職業の通常の過程及び範囲で利用し、かつその利用がその事業に適切であるときに限り、その商品やサービスを提供することができる。

1. この節に基づき配布される非公開情報商品若しくはサービスは含まないものとする。

a. 信用歴、金融歴、医療記録、母親の結婚前の名前のような情報、ないしは同様の情報

b. 社会保障番号及び生年月日情報のような特定情報。ただし、適切かつ業界の既定の方法により省略化されている場合を除く。

その上、アミー・ポイアー法に盛り込まれた適用除外とされる「職業用及び商用利用者」という特別の文言は、まさに人物照会サービスグループ（IRSG）の言い回しそのものです。この法律のもとで、この業界にいる企業「つまり、私立探偵、インターネット情報ブローカー、債権取立屋、雲隠れ者追跡屋など」は、省略化されていない完全な社会保障番号を手に入れる新たな権利を獲得することになるわけです。こうした企業は、以前には、それぞれの業界団体のルール中で、消費者のプライ

バシーを守る観点から、SSNの利用は省略化された形でのみ許されていたわけです。幾つかの州では、私立探偵は、まったく規制されていません。また、残りの州でも、私立探偵については、何とか規制されているという程度です。

なりすましの被害者になる

と言うことはどういふことか

私どもの考えによりますと、決して国民背番号になると見られていなかった社会保障番号が、日常的に、本人の同意もなしに民間セクターの第二次利用に供されていると言う単純な事実が、この委員会を動かしている本来の理由のように見えます。しかも、社会保障番号は消費者の金融状態を確認するためのキーとなっているわけです。社会保障番号に簡単にアクセスできることが、なりすまし屋（身元盗用者）やストーカーを手助けしているわけです。

本日の証人の一人が指摘しておりますように、私は、他の消費者保護団体やプライバシーを擁護している方たちと同じですが、ホームページを使って開示を求める権限のない者に対しては一定の制限を課したとしても、もっともらしい理屈をいえば、どれだけ簡単に社会保障番号を

情報ブローカーのホームページからオンラインで入手できるかを、しばしば証明しています。なりすまし屋は、州の運転免許証、学生証、医療記録のような、他の情報源からも入手できるわけです。それでは、インターネットにつながった場合には、どうして問題が起きるのでしょうか。

本日、この委員会は、いく人かの身元盗用被害者から意見を聴取しました。また、委員会は、いかに社会保障番号がいとも簡単に買えるかについても、専門家から意見を聴取しました。

この冬は、タイガー・ウッズが身元盗用の被害にあつたという話でにぎわいました。三月には、新聞各社は、いかに金融機関のいい加減な安全対策が、高校を中退し働いていた給仕に、数多くの名士の身元盗用を可能にさせたかについて報じていました*10。

二〇〇〇年五月、カリフォルニア州の公益調査グループ（PIRG）とプライバシー権クリアリングハウスは、被害者調査の結果を要約したレポートを公表しました*11。

私どもに分かったことは、身元盗用の被害者は、詐欺にあつたことによる支払額が平均一万八千ドルで、その弁済に二年から四年、場合によってはそれ以上もの間、苦心していることでした。報告によると、被害

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

者らは自分らの生活を元に戻すのに数日あるいは数週間も掛けており、また、二人の犠牲者にいたっては、身元盗用問題の解決に専念する時間をとるために仕事を辞めたそうです。カリフォルニアのある被害者は、自分の問題を解決することは、「ほぼフルタイムの仕事に近かった」と言っています。

ロスアンジェルスに被害者、ロビン・ハートは、「一通の請求書、たった一通の請求書にですよ、八百回も電話をし、受話器をもったまま待たされ、無知な顧客担当者ややりあい、きれいになるまで六時間から八時間もかかるんですよ」と言います。彼女は「現在の制度は、実際の手助けをするためには作られていません。むしろ、手助けしてくれるという幻想をずっと持たせるためにつくられているんです。」と結んでいます。

最近、連邦取引委員会（FTC）は、委員会に対して申立のあった身元盗用事件の概要をまとめた詳しい報告書を公表しました。これは、一九九八年の法律の成立後、FTCはこの件に関するデータベースと処理機関（clearinghouse）の設置を求められているためです。この報告書は、一九九九年十一月から二〇〇一年三月までの期間についてのものです

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

が、その概要は次のとおりです^{*12}。
・FTCはホットラインを設けているが、電話の数は劇的に増加している。一九九九年十一月、ホットラインは、週四四五通話前後に対し応答した。二〇〇一年三月には、ホットラインは、週二千通話を超える対応をした。

・全体的にみると、処理機関のデータベースにある情報によると、身元盗用は消費者の生活を荒廃させるほどの影響をもっている。ほとんどの消費者は、どうして自分にこんなことが起こったのか分からず、自分の個人情報不正利用されていることを一年以上も、場合によっては五年以上も知らずにいる。

・被害者は、自分の信用歴に発生した損害を回復するために、債権者や信用報告機関と折衝するために膨大な時間を割かなければならない。しばらくの間、被害者は、場合によっては、クレジットや金融サービス、電話や公共サービス、さらには時おり仕事を得られなくなる。給与が差し押さえられたり、税金の還付が留保されたり、貸倒れ債権となったり、その他被害者の名前で課徴金が課されたりすることにもなる。

・消費者からの申立によると、身元盗用により被害者は、自分の名前で

犯罪が記録されたり、運転免許その他の免許の取消しにあつたり、雇用などの際の履歴調査に不合格になつたり、そして時には逮捕・拘留になつたりしてしまっている。

身元盗用の結果、被害者は困難な体験をしており、これについては、FTCも大きな関心を持っています。

ストーリー以外、誰があなたの社会保障番号を欲しがりますか
クリスチャン・サイエンス・モニター
（2000.5.9発行The Christian Science Monitor参照）紙やナンドー・ニュース紙は、次のように言っています。

『あなたは、自分の個人情報は大丈夫だと思いませんか。考えてみてください。たった四十九ドルで、誰でも他人が、ある会社に、あなたの名前を言えば、インターネットに跳び入ることができ、数日待つてくださいます。そうすれば、ビンゴゲームができるんですよ。もつとはまりたいなら、あなたの社会保障番号も言えばいいんです。誰かの銀行口座勘定が欲しくありませんか。四十五ドルでいいですよ。非公開の電話番号はどうですか。五十九ドルですよ。』

次のストーリーでは、レポーターは、身元盗用の「ホワイトカラー」犯罪について書いているわけではないの

です。むしろ、実際に、ニューハンプシャーで起きたアミー・ポイアー（Amy Boyer）の悲惨なストーリー殺人についてのストーリーです。

『殺人者であるその男は、アミー・ポイアーが十年生のときから付きまといつてきたが、オンラインの個人情報サービス、ドキュサーチ・コム（DocuSearch.com）を使って、彼女の跡をつけていた。』

『その男の名はリアム・ユーエンス、彼は自分の殺人計画の詳細を、どのように彼女の跡をつけていたのかを含め、自分のホームページに残していた。「俺は、それが可能なことを、そして、驚いたことに、ありとあらゆることを、インターネットのホームページで知つたのだ。最も重要なこと。それは、彼女の仕事。インターネット上で、ある人についてどんなことを知れるか、それこそが、まさに追跡なのだ。」ユーエンスは、ポイアーを撃つた後、銃口を自分に向けたのである。』

このような情報が誰にでも買えることに絶句したポイアーの両親、ティム、ヘレン・レムスバーグは、最近、ドキュサーチ・コムを相手に訴訟を起しました。夫妻は、この殺人について、議会上院の小委員会でも証言をしています。

社会保障番号の不正利用を

防ぐには他にどんな措置があるか
 社会保障番号を、従業員ID、医療ID、学生IDあるいは自動車登録IDに使うことは、身元盗用などの問題を引き起こします。すでに触れたように、昨年、議会は、一九九九年シエルビイ改正法によって、州の自動車登録局が保有する情報に対して消費者のプライバシー権を制度的に認めました。本委員会は、本日、社会保障番号が学生の身分証明書や医療記録識別番号として汎用されていることについて、証言を聞きました。こうした利用については、一定期間後は民間部門での社会保障番号の利用を禁止するための定期的な見直し・不要な利用の即時停止規則を定め、段階的に縮小していくべきであります。

《結語》

合衆国は、プライバシー保護についての強固な歴史を持っています。その一方で、この国のプライバシー保護法制は、パッチワーク方式、つまり業界が好んで言う「部門別 (sector by sector)」方式であります。業界が規定した部門別方式にどんな長所があるのかは別として、かつてそれがあつたとすればの話ですが、このやり方は業

界部門が変れば急速に陳腐化してしまっています。あなたが借りたレンタルビデオの名称は、そんなに秘密でもないかもしれませんがご自分の銀行口座勘定、クレジットカード記録や治療歴よりは、厳格に保護されているわけです。

私ども全米公益調査グループ (U.S.P.I.R.G.) は、包括的なプライバシー法の制定を強く支持しています。これができれば、公正な情報慣行を基準とした法律のもとで、あらゆる企業に対し消費者情報や顧客情報を保護するように求め、そして消費者が自分の個人情報不正に利用された場合には、その消費者に権利を回復できる手段を保障することができま

す。個人情報を収集した機関に責任を負わせ、そして自分の情報を収集された個人に対して権利を与えることが、情報プライバシー法の基本的な仕組みとならなければいけません。これが常識的であることは、情報を保有する企業はその後続的な利用についてもコントロールしているという事実などからしても、当然であるといえます。また、情報プライバシー法は、データ取扱実務をもっとオープンにすることにより透明性を高め、そして革新的な専門的なアプロ

ーチを発展させます。

委員長、社会保障番号の不正利用を防止するための強固なプライバシー保護の必要性に関し、私ども見解を発表する機会を与えてくださり、ありがとうございます。私どもは、アメリカ市民のプライバシーを守るために、この問題やその他の課題について、あなた方と共に作業ができることを期待しております。社会保障番号の汎用を規制することこそが、身元盗用の疫病に対する最も重要な解決策の一つであります。

(以上、注記については一部のみ邦訳)

《連載最終回》SSNの濫用規制、米議会の動き

《訳注》

*1 (16頁)

クレジット・ヘッダー(credit header)とは、クレジット会社のファイルから取り込んだ氏名、社会保障番号(SSN)、性別、生年月日、勤務先や家族関係など基本的な個人情報を集約した見出しデータを指す。検索相手のSSN、あるいは氏名や電話番号などを入力すると、データが得られる。クレジット・ヘッダーは、単なる見出し情報であり、詳細なクレジット歴のような保護価値を持つものとは異なるとされる。このため、クレジット情報保護のための法令は適用除外とされている。しかし、クレジット・ヘッダーがこの種の法令の保護対象外とされることから、逆に、情報主体の同意なしに自由に取引さ

れる結果となっている。情報ブローカーのHP(ホームページ)などを通じても自由に売買されてきて、プライバシーへの脅威となっており、以前から大きな問題とされてきた。本稿では、一応、クレジット・ヘッダーを、「本人確認基本情報」ないしは「見出し情報」と訳しておく。

*2 (27頁)

シエルビイ上院議員による運転者プライバシー保護法(DPPA)に対する2000年改正は、その後、交通予算充当法案(Transportation Appropriation bill, PL[法律速報]106-346)の309条として挿入され、2000年10月23日に大統領の署名を得て成立した。この改正は、州が「社会保障番号、写真、画像、又は治療若しくは障害情報など」、運転者の

「高度にセンシティブな個人情報を提供又は売却する場合には、それに先立ち本人からの明示の同意を得るよう求めたものである。(邦訳・中略)2000年に、連邦最高裁判所は、レノ対コンドン事件において、DPPAは合憲であるとの判断を下した。

*3 (28頁)

連邦プライバシー法7条は、法律でSSN提示が義務付けられている場合などを除き、行政機関が、個人がSSNの提示を拒否したことを理由に、当該個人に法律で認められる権利、給付、特権などを拒否することを違法としている。

*4 (28頁)

2000年社会保障番号プライバシー・身元盗用からの保護法(Social Security Number Privacy and Identity Theft Protection Act of 2000) 下院報告書106-996、2000年10月24日

*5 (28頁)

人物照会サービスグループ社及びトランス・ユニオン対FTC(ワシントンD・C)、民事訴訟00-1828、2001年4月30日(以下、邦訳、省略)。

*6 (29頁)

報告書「記録、コンピュータ及び市民の権利」、Records, Computers, and Rights of Citizens, Report of the Secretary's Advisory Committee on Automated Personal Data System, U.S. Department of Health, Education and Welfare (1973) 124.

*7 (31頁)

当時、エクイファックス(Equifax)社は、信用記録を使ったターゲット・マーケティングの停止に応じたが、トランス・ユニオン社は応じなかった。そのため、FTCは8年越しの訴訟を開始したわけである。トランス・ユニオン社は、FTCをものともせず、ターゲット・マーケティングに信用記録を使い続けた。このため、2000年3月1日に、FTCはトランス・ユニオン社に対し再び停止命令

を出した。トランス・ユニオン社は、一応それに応じたものの、一方では訴訟を提起した。先月、連邦控訴裁判所は、この件でのトランス・ユニオン社の憲法上の申立を認めず、「本法廷は、会社側の主張とは反対に、疑いもなく、この場合の利益~消費者の信用情報に関するプライバシーを保護すること~を相当とする」と判示した。連邦控訴裁判所ワシントンD・C巡回区、2001年4月13日判決(No.00-114)、トランス・ユニオン社対FTC、FTCの命令に対する司法審査請求の件。

*8 (31頁) <http://www.irsg.org>

*9 (32頁)

http://www.irsg.org/html/industry_principles_principles.htm

*10 (32頁) New York Post紙 2001年3月20日

『地元の図書館でコンピュータを使ったブルックリンに住む給仕による、インターネット史上最大の身元盗用事件が発覚。当局者によると、フォーブス誌に掲載された「アメリカで最もリッチな人々」のうちの200人以上が被害にあったもようだ。取締筋によると、アブラハム・アブダラ、32歳、ずんぐり型、詐欺の前科者、高校中退、は、名士、億万長者や会社役員の個人的な金融財産を侵害する目的で巧妙にインターネットを使い、数百万ドルを盗んだと見られる。』

*11 (32頁)

ギブンス、マイヤーズウィンスキー『どこへも向かうところがない』(CALPIRG・アンド・プライバシー権クリアリングハウス、2000年5月1日)
<http://www.pirg.org/calpirg/consumer/privacy/idtheft2000/>

*12 (33頁)

FTC「1999年11月から2001年3月までの身元盗用に関する件数と傾向」
<http://www.consumer.gov/idtheft/reports/rep-mar01.pdf>

PIJ二〇〇一年度活動報告

PIJの活動状況報告書(2001/4 ~ 2002/3)

PIJ事務局作成

年月日	活動報告内容	場所・主催等	参加担当
01.04.18	租税手続法案の検討	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.04.19	PIJ運営委員会	PIJ事務局	PIJ
01.04.30	記事・個人情報保護基本法を考える	消費者法ニュース47号	石村代表
01.04.30	CNNニュース25号発行	PIJ	PIJ
01.05.01	CNNニュースの発送・事務打ち合わせ	PIJ事務局	PIJ役員
01.05.26	PIJ第6回定期総会 講演「生命科学の進歩とプライバシー」	豊島勤労福祉会館	PIJ
01.05.28	租税手続法案の検討	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.06.01	記事・住基ネット~番号導入国の動き	週間金曜日365号	石村代表
01.06.27	民主党若手議員向けレクチャー「もう一つの納税ルートを通じた自立型社会の構築」	衆議院議員会館	石村代表
01.06.27	ICカード問題で内閣官房IT担当室主幹と意見交換	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.06.29	税務行政手続法問題でティグレと打ち合わせ	京王プラザホテル	石村代表
01.06.30	日本テレビ・ウェークアップ・モーニング取材・放映~個人情報保護法	日本テレビ	石村代表
01.07.05	PIJ運営委員会	横浜・ComTJ事務局	PIJ

PIJの活動状況報告書(2001/4 ~ 2002/3) ~ 続き ~ PIJ事務局作成

PIJ 二〇〇一年度活動報告

年月日	活動報告内容	場所・主催等	参加担当
01.07.07	千葉青年税理士連盟講演～税理士制度の今後	市川グランドホテル	石村代表
01.07.14	ティグル講演～納税者が主役の税金徴収システムの構築に向けて	吹田市サンパレス	石村代表
01.07.24	CNNニュースの発送・事務打ち合わせ	PIJ事務局	PIJ役員
01.07.30	CNNニュース26号発行	PIJ	PIJ
01.08.04	河村相談役主催・租税手続法研究会講演	名古屋	石村代表
01.08.24	PIJ運営委員会	PIJ事務局	PIJ
01.08.25	ホームページ自動更新システム導入	PIJホームページ	辻村副代表
01.09.05	第1回改正住民基本台帳法を考える国民会議	憲政記念館	平野運営委員
01.10.11	背番号対策打ち合わせ	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.10.19	背番号対策打ち合わせ	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.10.20	CNNニュース27号発行	PIJ	PIJ
01.10.23	PIJ運営委員会・CNNニュースの発送	PIJ事務局	PIJ
01.11.19	天台宗東京教区講演～世界の宗教税制と信教の自由	グランドヒル市ヶ谷	石村代表
01.11.22	東京税理士会第6ブロック研修会～規制緩和と税理士制度	豊島公会堂	石村代表
01.11.30	マスコミ関係者と個人情報保護法対策打ち合わせ	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.12.11	ComTJ・第1回税理士職業倫理研究会	豊島・近藤事務所	ComTJ
01.12.13	マスコミ関係者と個人情報保護法対策打ち合わせ	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
01.12.26	PIJ運営委員会・忘年会	PIJ事務局	PIJ
02.01.17	CNNニュースの発送・事務打ち合わせ	PIJ事務局	PIJ役員
02.01.20	CNNニュース28号発行	PIJ	PIJ
02.01.31	ComTJ・第2回税理士職業倫理研究会	東京税理士会館	ComTJ
02.02.18	背番号対策打ち合わせ	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
02.03.01	政経懇談会講演～確定申告で納税者のプライバシーを守る	キャピタル東急ビル	石村代表
02.03.05	マスコミ関係者と個人情報保護法対策打ち合わせ	衆議院議員会館	石村代表 河村相談役
02.03.06	取材・朝日新聞鈴木記者	石村代表自宅	石村代表
02.03.28	東京税理士会講演～最近の納税者番号制度導入論議の動向	東京税理士会館	石村代表

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美
 Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
 2002.07.20発行 CNNニュースNo.30

入会のご案内
 入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
 年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
 (ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつばやき
 ・インターネットで、「市民カード」をキーワードに検索すると、1400件もヒット。中央のみならず、地方も含め役人という種族は、「人民の管理」を使命と思っているのかも知れない。
 (T)